

令和 7 年度

静岡市下水道事業のあらまし



雨水を**有効活用**してみませんか？

雨水貯留タンクで
浸水被害を**軽減**

設置には
静岡市からの
補助金も

はじめよう。
浸水対策

上記タンク写真は参考例になります

 静岡市上下水道局

 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

※本チラシは、学校の授業を通じて静岡県立駿河総合高等学校の生徒が作成したものを使用しています。

雨水貯留浸透施設設置補助金 広報・啓発チラシ

目 次

○静岡市公共下水道計画一般図（污水）

○静岡市公共下水道事業の概要

I	静岡市の概要	- 1 -
II	静岡市公共下水道事業の概要	- 2 -
	（１）静岡市の下水道事業	- 2 -
	（２）下水道事業のあゆみ	- 3 -
	（３）下水道事業のビジョン	- 6 -
	（４）下水道事業の沿革	- 7 -
III	公共下水道計画の概要	- 19 -
	（１）全体計画	- 19 -
	（２）事業計画	- 21 -
	（３）処理区別整備状況	- 24 -
IV	施設	- 26 -
	（１）浄化センター運転実績	- 26 -
	（２）ポンプ場運転実績	- 26 -
V	業務	- 27 -
	（１）公共下水道普及状況	- 27 -
	（２）水洗便所の普及奨励	- 28 -
	（３）事業場排水の水質管理指導	- 31 -
	（４）下水道管きよの維持管理の状況	- 31 -
	（５）排水設備の実施状況	- 33 -
	（６）下水道使用料	- 34 -
	（７）受益者負担金制度	- 34 -
	（８）区域外流入分担金制度	- 35 -

VI	財務	- 36 -
	（１）財務状況の分析	- 36 -
	（２）収益的収支	- 37 -
	（３）資本的収支	- 38 -
	（４）損益計算書	- 39 -
	（５）貸借対照表	- 40 -
	（６）要素別総費用分析表	- 41 -
	（７）経営分析表	- 42 -
VII	組織機構	- 44 -
	（１）組織機構図	- 44 -
	（２）事務分掌	- 45 -
VIII	参考資料	- 46 -
	（１）下水道使用料の改定	- 46 -
	（２）静岡市の処理・行政人口、処理面積及び普及率の推移	- 49 -



（水のキャラクター しずみい）

●静岡市公共下水道計画一般図（汚水）

別紙（画像ファイル）参照

●静岡市公共下水道事業の概要（R7.3.31）

静岡市				処 理 区						
項 目		単位	全体	高松	城北	中島	長田	南部	北部	静岡
概況	行政区域	ha	141,193							
	市街化区域	ha	10,537							
	R6 年度末行政人口①	人	670,258							
全体計画	全体計画面積	ha	10,150.8	705.0	984.0	2,725.9	1,046.0	947.0	498.6	3,244.3
	全体計画人口	人	568,600	60,700	70,400	156,500	57,500	35,900	17,100	170,500
	計画汚水量（日最大）	m³/日	320,900	38,500	35,500	87,300	30,000	22,000	11,100	96,500
	浄化センター計画処理能力（日最大）	m³/日	321,400	38,500	35,500	87,300	30,500	22,000	11,100	96,500
					3 系列	6 系列	8 系列	2 系列	2 系列	6 系列
事業計画	事業計画年月日			T12.2.20 (R6.3.1)	S5.1.8 (R6.3.1)	S51.12.23 (R6.3.1)	H6.5.2 (R6.3.1)	S30.11.11 (R6.3.1)	S50.5.28 (R6.3.1)	H1.8.21 (R6.3.1)
	事業計画区域面積②	ha	9,785.2	705.0	984.0	2,696.8	1,046.0	767.9	444.2	3,141.3
	事業計画人口	人	568,200	61,500	71,300	158,400	58,300	33,700	16,000	169,000
	計画汚水量（日最大）	m³/日	405,400	126,000	36,000	88,300	30,400	19,100	10,400	95,200
	浄化センター計画処理能力（日最大）	m³/日	500,100	167,300	54,000	101,200	30,500	35,500	15,100	96,500
					3 系列	6 系列	8 系列	2 系列	2 系列	6 系列

※令和 6 年度末行政人口①は由比・蒲原（17,080 人）を含む。
 ※全体計画の項目は令和 5 年度の事業計画で修正した数値を使用。

令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日現在）

整備状況	整備面積③	ha	9,107.65	704.25	925.29	2,598.39	931.15	823.30	349.49	2,775.78
	整備率（対事業計画）③／②	%	93.1%	99.9%	94.0%	96.4%	89.0%	107.2%	78.7%	88.4%
	浄化センター 現有処理能力（日最大）	m³/日	516,770	191,500	54,000	101,200	25,620	45,600	15,100	83,750
					3/3 系列	6/6 系列	6/8 系列	4/4 系列	2/2 系列	5/6 系列
処理状況	供用年月			S35.11	S52.4	S60.10	H14.6	S47.4	S56.11	H9.6
	処理区域面積	ha	9,080.93	704.25	925.29	2,591.55	922.27	820.42	348.96	2,768.19
	処理区域人口④	人	593,525	64,891	73,491	168,819	58,839	40,255	17,476	169,754
	普及率④／①	%	88.6%							

I 静岡市の概要

平成17年4月1日、全国14番目の政令指定都市に移行した静岡市は、首都圏と中京圏の中間にあり、太平洋国土軸上に位置するとともに、日本海方面に向けて本州中央部を横断する拠点に位置する。

平成18年3月31日には旧蒲原町、平成20年11月1日には旧由比町との合併を経て、市域面積は1,411.93km²となり、北に3,000m級の山々が連なる南アルプスを抱き、南に穏やかな駿河湾を臨んでいる。

令和7年4月1日現在の推計人口は、670,258人、世帯数は327,835世帯となっている。

気候は温暖で、令和6年の年平均気温は18.7℃、年間日照時間は約2,246時間である。また、日照時間の割に比較的雨量が多いものの、雪はほとんど降らず、比較的穏やかである。

産業面では、エアコンや冷蔵庫などの電気機械器具製造業、マグロ缶詰やペット用飼料などの食料品製造業などの製造業及び清水港を中心とした港湾関連産業など駿河湾臨海工業地帯の中心としての顔を持つと共に、サービス業、金融・保険業などの割合が高く、県庁所在地、商業都市としてふさわしい産業が本市に集積している。

さらに、江戸時代以来の伝統と技術による伝統工芸品や家具、木製品、サンダル、プラモデルなどの地場産業も盛んである。

農業は、お茶のほか、柑橘類、いちご、わさびなどが特産品として生産され、水産業は、マグロを主力とした遠洋漁業のほか、駿河湾の特産物であるしらすと桜えびを主とした沿岸漁業が知られている。

観光資源としては、山間部に南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園や良質な温泉などを、南部には日本平や世界文化遺産の構成資産でもある三保松原、山岡鉄舟や清水次郎長にゆかりのある鉄舟寺等の寺院群、久能山東照宮、登呂遺跡などの数多くの史跡・旧跡を有している。また、静岡市歴史博物館では、本市ならではの歴史的・文化的資源の価値と魅力を発信している。

さらに、Jリーグ「清水エスパルス」、Bリーグ「ベルテックス静岡」、リーグワン「静岡ブルーレヴズ」、Tリーグ「静岡ジェード」、NPBファーム・リーグ「くふうハヤテベンチャーズ静岡」などのホームタウンチームがあり、市民の各年代・各層が様々な形でスポーツに親しんでいる。

そのほか、春の「静岡まつり」「由比桜えびまつり」や夏の「清水七夕まつり」「清水みなと祭り」「蒲原まつり」、秋の「大道芸ワールドカップ」などのイベントも盛んに開催され、まちに活気をもたらしている。

Ⅱ 静岡市公共下水道事業の概要

(1) 静岡市の下水道事業

本市では、平成24年度末まで高松、城北、南部、北部、中島、長田の6処理区を単独公共下水道として整備を進め、旧静岡市、旧清水市を流れる巴川を中心とした静清処理区を流域関連公共下水道として整備を進めてきた。静清処理区については、静岡県が流域下水道として幹線管きょ及び終末処理場の整備、維持管理を行ってきたが、旧静岡市、旧清水市の合併により流域下水道の要件を満たさなくなったことから、平成25年度より本市に移管され、本市の下水道は、すべて単独公共下水道となった。

都市下水路については、清水区の興津中町外7都市下水路が整備されている。

①公共下水道

主として市街地における下水（汚水・雨水）を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。

- 単独公共下水道

一つの市町村区域の中で、市町村が下水道管きょ、ポンプ場及び終末処理場を設置するもの。

- 流域関連公共下水道

市町村が下水道管きょ及びポンプ場を設置し、流末を流域下水道へ接続するもの。

②流域下水道（本市該当なし）

流域関連公共下水道からの下水を受け、2市町村以上の下水を排除し及び処理するために、県が幹線管きょ及び終末処理場を設置し管理する下水道。

③都市下水路

主として、公共下水道事業計画（認可）区域外の市街地における雨水の排除を目的とした浸水防止を図る下水道。

（２）下水道事業のあゆみ

①葵区、駿河区（旧静岡市）

旧静岡市の下水道事業は、大正10年に調査を始め、大正12年2月に事業認可を得て、翌13年8月に第1期事業に着手した。

当時の市街地は、排水路が未整備であったため、大雨の度に雨水があふれ、浸水対策上は勿論、環境衛生上からも下水道の早期整備が望まれていた。

第1期事業は、葵区中心市街地約186haの下水道整備を行い、昭和4年3月に竣工した。第2期事業は、昭和6年8月、第1期区域の外周部約215haにおいて事業着手し、昭和13年3月に竣工した。

また、同年には市街地の拡大に伴い、第3期事業として既設区域の外周部の下水道整備に着手したが、昭和15年の静岡大火、昭和20年の戦災等により事業は大幅に遅れ、翌21年、ついに第3期事業は打切りとなった。その後、昭和27年に、公営企業法の適用と同時に公共下水道事業を再開し、昭和35年11月、高松浄化センターの供用開始により水洗化が可能となった。

また、市街地北東部の城北処理区は、昭和5年1月に事業認可を得て事業に着手し、昭和52年4月に城北浄化センターの1／3系列が稼働し、同処理区約174haで水洗化が可能となった。

市街地南部においては、昭和51年12月に中島処理区として約639haの事業認可を得て、昭和60年10月に中島浄化センターの1／8系列が稼働し、同処理区約305haが供用開始し、水洗化が可能となった。平成16年2月には新エネルギー導入の一環である風力発電施設（環境部局所管）が完成し、同浄化センターの電力の一部として供給を開始した（令和3年度に解体済み）。更に、水処理施設の上部には人工芝多目的スポーツグラウンドの建設を行い、平成16年度より一般開放し、地域社会貢献の一助となっている。

安倍川以西の市街地については、長田処理区として平成6年5月に事業認可を得て、同年度より管きょ工事に着手した。翌7年度から長田浄化センターの建設に着手し、併せて周辺地域の管きょ整備を進め、平成14年6月、4／11系列が稼働し、同処理区約291haが供用開始し、水洗化が可能となった。

藁科川以北の服織地区については、中島処理区の一部として平成15年8月に事業認可を得て、平成16年度より幹線の安倍川横断に着手するとともに地区内の管きょ整備を進め、平成19年度に供用開始し、水洗化が可能となった。

更に、旧2市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成3年4月に事業認可を得て、長沼、川合地区を中心に整備が進められ、平成9年6月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの1／8系列が完成し、同処理区約19haで水洗化が可能となった。（平成25年4月静岡市に移管）

また、平成29年12月には、人口減少など近年の社会情勢の変化を受け、「上下水道局」、「環境局」、「経済局」の3局が連携し、「各種汚水処理施設の整備区域の見直し」を行い、下水道全体計画区域の縮小をはかるとともに、今後の各種汚水処理施設の整備を効率的か

つ適正に推進するための実施計画となる「静岡市污水处理計画」を策定した。（清水区含む）

一方、浸水防除を目的とした雨水事業については、昭和47年に静岡市総合排水計画（雨水計画）を策定し、公共下水道認可区域内を公共下水道（雨水）、認可区域以外を都市下水路として整備することになった（平成8年度までは市長部局所管）。また、昭和48年に国の「河川と下水道との管理分担区分」の通達を受けて、平成16年3月に河川と下水道（都市下水路を含む）の管理分担区分を定め維持管理を行っている。

以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけ、都市下水路は全て雨水幹線となっている。

現在は、平成18年2月に策定し、平成31年3月に改訂した静岡市浸水対策推進プランに基づき、葵区は城北地区を始め5地区で、駿河区は広野地区を始め10地区で下水道部が主要部局となり、整備を進め、葵区は4地区、駿河区は10地区で対策が完了している。

②清水区（旧清水市）

清水区（旧清水市）の下水道事業は、第一期事業として中央排水区、江尻南部排水区、清水排水区（以上駒越処理区）、江尻北部排水区の市街地中心部約494haの事業認可を昭和30年に得て、整備を進め、江尻北部排水区を北部処理区に、駒越処理区を南部処理区に名称変更するなどし、昭和47年4月には、南部浄化センターが供用開始し、水洗化が可能となった。

その後、高度経済成長による産業活動の進展や生活様式の多様化、特に市の北部地域の急激な都市化現象に伴う公共用水域の水質汚濁が環境保全上の大きな問題となり、昭和50年の第5回変更認可において、北部処理区への分流区域の追加と北部浄化センターの新設を位置付け、整備を進め、昭和56年11月に北部浄化センターが供用開始し、巴川流域周辺のみならず、市街化が進展している地域についても水洗化が可能となった。

更に、旧2市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成元年8月に事業認可を得て、船越、有東坂、吉川地区を中心に整備を進め、平成9年6月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの1／8系列が完成し、同処理区約308haを供用開始、その後も興津、飯田、長崎、大谷地区など区域拡大を図り、順次整備を進めている。

また、三保真崎地区の海岸がC、C、Z、整備事業※1（市街化区域37.1ha、市街化調整区域30.9ha）の決定を受けたことにより、平成元年12月に、当地区の市街化調整区域30.9haを対象に事業着手し、平成7年度に供用開始した。

一方、雨水事業については、葵区、駿河区と同様に、公共下水道認可区域内の雨水排除を目的に、公共下水道（雨水）と認可区域以外を都市下水路として整備を始めた。以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけている。また、管理区分についても葵区・駿河区と同様の維持管理を行っている。現在は、平成31年3月に改訂した静岡市浸水対策推進プランに基づき、下水

道部では、浜川地区を始め11地区の整備を進め、3地区で対策が完了している。

※1 C. C. Z. 整備事業 : コースタル・コミュニティ・ゾーンの略。民間活力を積極的に導入した諸施設の整備を行うことで様々な機能を備えた海浜空間を整備し、人々が気軽に海と親しめる空間をつくりだそうという事業で、市町村が計画を策定し国が認定を行うもので、整備にあたっては、海岸、公園、道路、下水道、治水などの公共事業を重点的に実施する。

③清水区（旧蒲原町・旧由比町）

清水区（旧蒲原町・旧由比町）の下水道事業は、雨水事業を先行し、その整備を都市下水路事業で実施しており、昭和47年に小金都市下水路（旧蒲原町）を、昭和59年に宮田都市下水路（旧蒲原町）及び蟹沢都市下水路（旧由比町）を、昭和63年に諏訪都市下水路（旧蒲原町）を都市計画決定し、事業に着手、整備が完了している。汚水事業は旧富士川町を含めた3町で検討を重ねてきたが合意に至らず、未計画となっていた。静岡市と合併後、汚水処理方法の検討を行った結果、平成26年度に、下水道は整備せず合併処理浄化槽の普及促進を図っていくことを方針決定した。なお、善福寺地区（旧蒲原町）は農業集落排水施設により処理を行っている。

令和6年度末現在における静岡市（7処理区）の下水道処理区域面積は約9,108haで、下水道処理人口普及率（行政人口に対する下水道が利用可能な区域に住む人口の割合）は88.6%である。

下水道施設の耐震対策については、平成元年に高松浄化センター建築構造物の耐震化に着手し、平成20年度に浄化センター・ポンプ場の建築構造物の耐震化をすべて完了した。

そして、平成20年2月に「静岡市下水道地震対策緊急整備計画」（H20～H24）を策定、平成24年度の見直しを経て、現在は、「静岡市下水道総合地震対策計画（第2期）」

（R4～R13）に基づき、緊急輸送路等に埋設されている管路の耐震化を進めている。これに加え、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ策定した「静岡市上下水道耐震化計画」（R7～R11）に基づき、水道の取水施設から災害拠点病院等の重要施設を経由して、下水処理場まで繋がる管路・施設の線的耐震化を進めている。

（３）下水道事業のビジョン

本市では、平成21年度末に、効率的、効果的な下水道整備と適正な管理を行っていくため、今後の下水道事業の整備方針を定めた「静岡市下水道ビジョン」並びに10年間に取組む施策の方向を示した「中期ビジョン」（H22～H31）、5年間に取組む事業目標を掲げた「第2次中期経営計画（アクションプログラム）」（H22～H26）を策定し、事業を推進してきた。

そうしたなか、近年の社会情勢や事業環境の変化を踏まえ、厚生労働省が平成25年3月に「新水道ビジョン」を、国土交通省が平成26年7月に「新下水道ビジョン」を策定した。また平成26年3月には「水循環基本法」が制定され、この中で、「水は、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」とされ、水政策が初めて法的に位置づけられることとなった。

こうした国の法整備や人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を背景とし、上下水道局では、日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、貴重な水循環を支える水道と下水道の役割を再認識し、上下水道事業を一体として捉え、健全な水環境を市民の皆さんとともに未来へ引き継ぐため、将来にわたって目指す姿を示す「しずおか水ビジョン」を平成27年3月に策定した。

この「ビジョン」は、社会的背景、国の動向、市民ニーズなどを参考に上下水道事業が一体となって長期的に目指す姿を示したもので、市民の皆さんへの約束として位置付けている。将来を見通した「基本構想」と、その「基本構想」の実現に向けて定めた「基本計画（8年間）」、さらに具体的な事務事業を示した「中期経営計画（4年間）」で構成されており、以降、本ビジョンのもと各事業を推進しているところである。

本ビジョンは平成29年1月16日付「流域水循環計画※2」として全国17計画の1つに認定された。

その後、平成31年3月には、本ビジョンをさらに確かなものとするために、中期的な「基本計画」を改訂し、今後12年間の進むべき方向性を示した「静岡市上下水道事業経営戦略（下水道編）」を新たに策定し、併せて令和元年度からの4年間で実施するべき50の事務事業を盛り込んだ「第4次中期経営計画」を策定した。令和3年3月には、計画策定時からの社会状況等の変化や附属機関である「静岡市上下水道事業経営協議会」からあげられた提案を踏まえて「第4次中期経営計画」を改訂した。

更に、令和5年3月には、策定後の課題などを整理・評価し、経営戦略を改定するとともに、現在は、令和5年度から令和8年度を計画期間とした「第5次中期経営計画」により、各事業を計画的に進めている。

※2 流域水循環計画：流域における水循環の維持又は回復のための理念、基本的方向、目標を定め、水循環に関する取り組みを連携して推進するため、地方公共団体や国が策定した計画。

(4) 下水道事業の沿革

① 葵区・駿河区

大正	10 年		下水道調査を開始
	12 年	2 月	第 1 期下水道事業認可
	13 年	8 月	下水道管製作に着手
	14 年	1 月	下水管布設工事に着手
昭和	4 年	3 月	第 1 期下水道事業竣工 ・排水区域：186,30ha 計画排水人口：123,000 人
	5 年	1 月	第 2 期下水道事業認可
	6 年	8 月	下水管布設工事に着手
	8 年	10 月	第 3 期下水道事業の調査を開始
	12 年	11 月	第 3 期下水道事業認可 ・第 1 期、2 期区域の外周地区 計画排水面積：231,34ha 計画排水人口：92,690 人
	13 年	2 月	下水路築造に着手
	13 年	3 月	第 2 期下水道事業竣工 ・排水区域：215,24ha 計画排水人口：116,000 人
	15 年	1 月	静岡大火で市街地中心部 122ha が焼失
	15 年		焼失地区の区画整理事業と併行し、大火復興事業を起す
	20 年	3 月	大火復興事業完了
	20 年	6 月	戦災で市街地の大部分が焼失
	21 年	1 月	戦災による焼失地域の区画整理事業に伴い、戦災復興事業を起す
	21 年	3 月	第 3 期事業区域の大部分は戦災復興区域に包含されたため、第 3 期事業を打切る
	27 年	4 月	下水道使用料の徴収開始
		10 月	公営企業法の適用を受けると同時に第 3 期事業を再開し、下島幹線築造工事に着手
	30 年	1 月	第 3 期静岡市公共下水道事業第 1 回変更認可 ・区域の拡張及び高松下水処理場計画追加
	30 年		高松下水処理場用地買収
	30 年	3 月	高松下水処理場、消化槽建設に着手
	31 年	8 月	都市計画決定及び都市計画事業決定（第 1、2、3 期事業区域内）
	35 年	11 月	高松下水処理場、一次処理で供用開始
	37 年	7 月	建設大臣の表彰を受ける
	38 年	4 月	第 1 次下水道整備 5 ヶ年計画発足
	38 年	8 月	静岡市公共下水道事業計画第 2 回変更認可 ・東部下水処理計画を追加する厚生省認可
	40 年		東部下水処理場用地買収
	42 年	4 月	第 2 次下水道整備 5 ヶ年計画発足
	44 年	7 月	静岡市公共下水道事業計画第 3 回目の変更認可 ・下水流出量等基本条件及び幹線の変更、旧駿府城跡 49,58ha を東部処理区へ追加、小黒、沓谷、 銭座町、瓦場町地区を削除
	45 年	3 月	受益者負担金制度を採用、同年 12 月徴収開始（114 円/m ² ） 高松、東部排水区の都市計画決定及び都市計画法の事業認可

昭和	46 年	4 月	第3次下水道整備5ヶ年計画発足
	47 年	3 月	静岡市公共下水道基本計画を作成
	47 年	4 月	高松下水処理場、二次処理を開始、東部下水処理場建設に着手
	48 年	3 月	静岡市総合排水基本計画を作成
	49 年	11 月	東部処理区（城北処理区）拡張区域の都市計画決定
	50 年	1 月	静岡市公共下水道事業計画第4回目の変更認可 ・東部関係の名称を城北に変更し、区域を分流式で拡張、賤機山の一部を削除 ・城北下水処理場の全系列の認可を受ける
	50 年	2 月	高松処理区拡張区域及び中島処理区第2分区の都市計画決定
	50 年	3 月	中島下水処理場用地買収を開始
	51 年	4 月	第4次下水道整備5ヶ年計画が総事業費 129 億円で発足
	51 年	12 月	静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・南部地区（高松処理区以南、東名高速道以北）639.22ha を中島処理区第2分区とし、分流式で追加 ・中島下水処理場及び中島雨水ポンプ場計画の追加
	52 年	2 月	中島処理区及び城北処理区の都市計画法事業認可
	52 年	3月末	城北下水処理場 1/3 系列を供用開始（173.91ha）
	52 年	7 月	静岡市公共下水道事業計画第6回変更認可 ・高松処理区の拡張及び高松下水処理場の増設の変更認可
	53 年	3 月	受益者負担金条例一部改正 城北地区：180ha（173 円/m ² ）
	53 年	12 月	城北下水処理場が 1/2 系列迄完成、処理能力 38,650m ³ /日最大となる
	54 年	3 月	中島地区第2分区の都市計画決定の変更 ・幹線管渠のルートを変更
	54 年	4 月	高松下水処理場の増設計画のうち 50,850m ³ /日最大が完成、処理能力 155,150m ³ /日最大となる
	54 年	6 月	静岡市公共下水道事業計画第7回変更認可 ・中島処理区の汚水幹線と土場川排水区雨水幹線のルート変更及び原単位等を安倍川、巴川流域別下水道整備総合計画に整合
	54 年	8 月	中島処理区の都市計画法変更事業認可
	55 年	7 月	中島 1・2号幹線の建設に着手
	55 年	8 月	中島下水処理場（雨水・汚水沈砂池及びポンプ棟）建設に着手
	56 年	2 月	静岡市公共下水道事業計画第8回変更認可 ・城北処理区 135.46ha の拡張認可他
	56 年	4 月	第5次下水道整備5ヶ年計画が総事業 318 億円で発足
	56 年	6 月	中島処理区の汚水枝管整備に着手、中島下水処理場（水処理施設）建設に着手
	57 年	1 月	城北処理区及び高松処理区の都市計画法変更事業認可
	57 年	3 月	高松下水処理場、二次処理施設の増設計画が完了、処理能力は 206,000m ³ /日最大となる
	57 年	12 月	土場川排水区、中島雨水ポンプ場供用開始（972m ³ /min）
	59 年	3 月	受益者負担金条例一部改正 中島地区：633.22ha（258 円/m ² ）
	60 年	4 月	高松処理区流入及び放流幹線ルート変更の都市計画決定 静岡広域下水道事業促進協議会を設立
	60 年	5 月	静岡市公共下水道事業計画第9回変更認可 ・高松下水処理場の雨天時流入渠・同放流渠のルート及び形状を変更
	60 年	10 月	中島下水処理場 1/8 系列を供用開始（305.37ha）

昭和	60 年	10 月	静岡市公共下水道事業計画第 10 回変更認可 ・城北下水処理場の汚泥濃縮槽第 2 槽を重力式から機械式に及び中島処理区の中島 3 号幹線ルートを変更
	61 年	3 月	高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
	61 年	12 月	中島処理区拡張区域（汚水 428ha、雨水 1,161ha）の都市計画決定
	62 年	2 月	静岡市公共下水道事業計画第 11 回変更認可 ・中島処理区の都市計画法変更事業認可
	63 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 12 回変更認可 ・中島下水処理場の汚泥処理方式を消化方式から直脱方式に変更
	63 年	12 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 賤機地区の拡張、汚水雨水共 2,288ha ・城北処理区 麻機北地区の拡張、汚水雨水共 947ha ・高松処理区 放流幹線の位置変更
平成	元年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 13 回変更認可 ・中島処理区、大谷、東豊田、伝馬町新田地区 954ha を拡張 高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
	元年	7 月	中島下水処理場汚泥処理施設の建設に着手
	元年	9 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更 ・静清広域都市計画下水道の決定 ・静清処理区（静清流域関連）汚水雨水共 910ha
	元年	10 月	静岡市公共下水道事業計画第 14 回変更認可 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更
	元年	12 月	都市計画法変更事業認可
	2 年	3 月末	中島処理区、小鹿汚水中継ポンプ場供用開始
	3 年	3 月末	中島処理区、西大谷汚水中継ポンプ場供用開始
	3 年	4 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画認可 静清処理区の都市計画法事業認可
	3 年	7 月	中島下水処理場水処理施設増設に着手
	4 年	6 月	静清広域都市計画下水道の決定（長田処理区） ・汚水 1,056.00ha、雨水 1,056.00ha
	4 年	10 月	中島下水処理場汚泥処理施設を供用開始
	5 年	3 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・城北処理区 麻機南、北地区（市街化調整区域）の拡張、汚水 984ha 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・高松処理区 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・中島処理区 幹線管渠基準改正に伴う変更
	5 年	7 月	静岡市公共下水道事業計画第 15 回変更認可 ・城北処理区 調整区域 37ha を拡張
	5 年	9 月	静清広域都市計画下水道事業変更認可
	5 年	12 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 行政区域境修正による変更 ・静清処理区 幹線管渠基準改正による変更
	6 年	5 月	静岡市公共下水道事業計画第 16 回変更認可 ・長田処理区 817ha を追加
	6 年	6 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第 1 回変更認可 ・処理分区の分割及び主要な管渠の変更

平成	7年	4月	城北下水処理場、雨水沈砂池、雨水ポンプ、放流ポンプを供用開始
	8年	1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 東静岡地区 34ha を静清処理区より追加 ・静清処理区 東静岡地区 34ha を中島処理区に追加 ・下川原雨水ポンプ場（ポンプ棟）建設に着手
	8年	3月	長田浄化センター（ブローラ棟及びスクリーンポンプ棟）建設に着手
	8年	11月	中島下水処理場 汚泥焼却施設増設に着手（100t 炉）
	9年	3月	静岡市公共下水道計画第 17 回変更認可 静清広域都市計画下水道事業変更認可
	9年	6月	静清浄化センター1/8 系列を供用開始（19.19ha）
	10年	1月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第2回変更認可 ・瀬名地区及び東静岡地区 298.7ha を拡張、雨水排水区 45.4ha を追加
	10年	2月	静清広域都市計画下水道事業変更認可（静清）
	10年	3月	静清広域都市計画下水道事業変更認可 ・高松処理区の事業期間を延伸
	10年	7月	中島下水処理場水処理施設増設に着手（6/8 系列）
	11年	3月末	下川原排水区、下川原雨水ポンプ場供用開始
	12年	1月	中島下水処理場汚泥焼却施設（100t 炉増設）供用開始
	12年	6月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第3回変更認可
	13年	3月	静岡市公共下水道計画第 18 回変更認可 ・中島処理区 中島市街化調整区域 26ha、長田処理区 丸子地区 214ha を拡張
	13年	3月末	中島処理場水処理施設増設分供用開始（5/8 系列）
	14年	1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区（服織地区） 市街化区域 228ha を拡張、汚水雨水共 2,550ha
	14年	6月	長田浄化センター4/11 系列を供用開始（290.76ha） 長田処理区、用宗汚水中継ポンプ場供用開始
	14年	7月	安倍川大下水路（葵区南安倍二丁目）ろ過スクリーン完成

②清水区

昭和	29年	12月	日本下水道協会に下水道の計画設置を依頼
	30年	11月	公共下水道事業認可 494.8ha
	31年	4月	下水道事業に着手
	32年	9月	都市計画下水道の計画並びに事業決定 ・総面積 494.8ha（中央 79.6ha 江尻北部 103.3ha 江尻南部 94.9ha 清水 217.0ha）
	33年	3月	中央ポンプ場（現 築地ポンプ場）供用開始
	35年	3月	下水道条例制定
	35年	4月	下水道使用料の徴収開始
	38年	3月	下水道条例改正
	38年	11月	清水市公共下水道第 1 回変更認可 ・江尻南部及び江尻北部排水区域の変更、江尻北部排水区の管系統の変更及び江尻ポンプ場の計画
	40年	3月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の位置の変更及びそれに伴う管渠延長・吐口の変更

昭和	41 年	3 月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の変更及びそれに伴う管渠吐口の位置変更
	41 年	5 月	下水道江尻ポンプ場（現 愛染ポンプ場）供用開始
	41 年	11 月	清水市公共下水道第2回変更認可 ・処理場予定位置の変更及び中級処理を高級処理に変更、江尻ポンプ場位置の変更
	43 年	2 月	下水道終末処理場施設築造に着手
	44 年	9 月	下水道料金等審議会条例制定
	44 年	12 月	下水道条例改正（受益者負担金徴収）
	45 年	2 月	清水市公共下水道第3回変更認可 ・清水排水区の変更、入江排水区に浜田ポンプ場を追加、江尻北部排水区の区域追加、江尻南部排水区の分水人孔の廃止及び一部区域の削除、人口密度の表現の変更、計画単位汚水量の変更
	45 年	4 月	下水道事業受益者負担金徴収条例施行 下水道使用料改正
	46 年	12 月	小金都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 楠新田都市下水路の都市計画決定
	47 年	1 月	小金都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	47 年	3 月	清水市基本構想策定 清水市公共下水道第4回変更認可 ・清水地区の清開ポンプ場位置の変更、清開ポンプ場位置の変更による幹線ルートの一部変更、処理区及び各施設の名称変更 下水道条例改正（使用料の改正）
	47 年	4 月	下水道排水設備指定工事業者発足 南部終末処理場供用開始
	47 年	10 月	楠新田都市下水路事業認可
	48 年	6 月	三保都市下水路計画並びに事業決定
	48 年	7 月	清開ポンプ場供用開始
	48 年	11 月	三保都市下水路事業認可
	49 年	11 月	三保都市下水路計画決定の変更
	50 年	2 月	清水市公共下水道（北部処理区）計画並びに事業決定 清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更
	50 年	4 月	南部終末処理場を南部浄化センターに名称変更
	50 年	5 月	清水市公共下水道第5回変更認可 ・北部処理区の追加、北部終末処理場の新設、雨水流出量算定公式 ・愛染ポンプ場の拡張 ・南部処理区の一部追加
	50 年	10 月	弥生都市下水路計画並びに事業決定
	50 年	12 月	下水道条例改正
	51 年	4 月	三保都市下水路計画決定の変更
	51 年	5 月	三保都市下水路第 1 次認可変更
	51 年	8 月	捨川都市下水路計画並びに事業決定
	51 年	11 月	捨川都市下水路事業認可
	51 年	12 月	清水市公共下水道第6回変更認可 ・北部処理場の配置変更 北部終末処理場建設に着手（下水道事業団委託）

昭和	52 年	4 月	浜田ポンプ場雨水一部供用開始
	52 年	6 月	下水道条例（水質規制の強化）
	52 年	11 月	愛染ポンプ場増設工事着手
	53 年	4 月	折戸都市下水路の計画並びに事業決定
	55 年	1 月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更 村松都市下水路の計画並びに事業決定
	55 年	2 月	村松都市下水路事業認可
	55 年	4 月	清水市公共下水道第 7 回変更認可 ・下水道排除方式の一部変更、希釈倍率の変更 ・築地、浜田、清開、愛染ポンプ場及び南部終末処理場の拡張 ・雨水流出量算定公式の変更 ・幹線管渠の配置、構造及び能力の変更、雨水吐口の配置変更 ・宮加三地区の追加変更
	55 年	7 月	三保ポンプ場（雨水）供用開始
	55 年	9 月	第 2 次清水市基本構想策定
	56 年	2 月	駒越都市下水路事業認可
	56 年	3 月	三保都市下水路第 2 次変更認可 北部終末処理場完成
	56 年	4 月	南部処理場新系建設着手
	56 年	7 月	駒越都市下水路計画並びに事業決定
	56 年	8 月	駒越都市下水路第 1 次変更認可
	56 年	11 月	北部処理場供用開始
	57 年	3 月	清水市公共下水道第 8 回変更認可 ・南部終末処理場汚泥処理のフローの変更、汚泥脱水機的能力変更、水処理上部施設の追加
	57 年	11 月	八木間都市下水路計画並びに事業決定 八木間都市下水路事業認可
	58 年	7 月	村松都市下水路第 1 回変更認可 清水市公共下水道第 9 回変更認可 ・南部処理区の分合流区域の系統分離、宮加三ポンプ場計画（分流汚水専用）合流区域増補幹線の見直し、浜田、清開、築地ポンプ場の変更、北部終末処理場の脱水機の仕様変更
	58 年	8 月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更（用途地域変更 南部処理区 918ha） 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更（用途地域変更 北部処理区 495ha）
	58 年	12 月	庵原都市下水路事業認可
	59 年	4 月	企業会計へ移行
	59 年	9 月	宮田都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 蟹沢都市下水路（旧由比町）都市計画決定
	59 年	11 月	宮田都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	59 年	12 月	蟹沢都市下水路（旧由比町）事業認可
	60 年	4 月	施設管理事務所設置
	60 年	10 月	清水市公共下水道第 10 回変更認可 ・南部終末処理場水処理散気装置の使用変更、ブローア設備自家発電設備の容量変更 ・浜田宮加三幹線のルート変更に伴う一部管渠系統の変更 ・宮加三ポンプ場の変更 清水市公共下水道（南部処理区）の計画決定の変更

平成	12 年	4 月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第3回変更認可 ・静清処理区 670.3ha を拡張 処理区域の追加
	13 年	3 月	清水市公共下水道第 13 回変更認可
	13 年	4 月	部の名称が企業部から企業局に変更

③静岡市

平成	15 年	4 月	合併により新静岡市誕生
	15 年	8 月	静岡市公共下水道計画第 19 回変更認可 ・中島処理区 服織地区 228ha、長田処理区 用宗地区 15ha を拡張
	15 年	10 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第4回変更認可 ・静清処理区の雨水 184.8ha を拡張
	16 年	2 月	中島浄化センター風力発電施設による電力供給開始
	16 年	5 月	中島浄化センター水処理施設上部に中島人工芝多目的スポーツグラウンド完成
	17 年	3 月	静岡市公共下水道全体計画（污水）の策定 静岡市合流式下水道緊急改善計画の策定
	17 年	4 月	全国で 14 番目の政令市となる
	17 年	8 月	高松浄化センターから中島浄化センター汚泥集約施設への汚泥圧送開始
	17 年	11 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・旧 2 市で処理区毎に都市計画決定していたものを一本化、名称を全処理区一括で「静岡市公共下水道」とする ・一本化に伴う幹線名称の変更及び処理場名称を浄化センターに統一 ・三保地区の排水区域拡大及び三保ポンプ場（污水）の追加 ・排除面積 1,000ha 未満の管渠の削除と起終点の変更
	18 年	2 月	静岡市浸水対策推進プラン策定 静岡市公共下水道事業計画第 20 回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更 南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 ・南部処理区の汚水区域 118.4ha（内訳：三保地区 97.3ha、駒越地区 21.1ha）及び雨水区域 150.2ha（内訳：三保地区 129.1ha、駒越・折戸地区 21.1ha）を追加 ・三保地区の排水区域拡大に伴う、三保（污水）ポンプ場の追加 ・浄化センターの処理系列変更（中島 8→7、長田 11→10） ・計画放流水質設定 ・合流改善計画（スクリーン、貯留施設、雨天時活性汚泥法）
	18 年	3 月	下水道条例改正（下水道使用料の一元化 平成 18 年 6 月 1 日施行） 静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更 南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 蒲原町と合併 第 1 次静岡市下水道事業中期経営計画策定 静岡市再構築基本計画（管きよ）の策定
	19 年	8 月	城北処理区No.1（葵区上足洗一丁目）ろ過スクリーン完成
	20 年	2 月	静岡市下水道地震対策緊急整備計画の策定
	20 年	3 月	高松処理区No.10（駿河区小黒二丁目）ろ過スクリーン完成 静岡市再構築基本計画（施設）の策定

平成	20 年	4 月	清水北部処理区No.1（清水区本郷町）ろ過スクリーン完成 静岡市公共下水道事業計画第 21 回変更認可 ・（城北処理区）城北排水区 604ha を城北 494.6ha、大岩 92.8ha、唐瀬第一 16.6ha に分割（雨水） ・（長田処理区）広野排水区 47.8ha の追加（雨水） ・（南部処理区）折戸排水区 114ha を折戸第一 53.2ha、折戸第二 60.8ha に分割（雨水）
	20 年	11 月	由比町と合併
	21 年	1 月	城北処理区No.2（葵区上足洗二丁目）ろ過スクリーン完成
	21 年	2 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大 約 8,085ha⇒約 9,573ha（約 1,488ha 追加） ・楠新田都市下水路の廃止（L=約 916m、排水区域=41ha） ・捨川都市下水路の廃止（L=約 1,080m、排水区域=168ha） ・弥生都市下水路の廃止（排水区域=13ha）
	21 年	3 月	高松処理区No.3（駿河区馬淵一丁目）ろ過スクリーン完成 高松処理区No.9（駿河区稲川 2 丁目）ろ過スクリーン完成 清水北部浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	21 年	4 月	大谷地区の排水区域 45.3ha の浸水対策として大谷雨水ポンプ場の供用を開始
	22 年	2 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第 6 回変更認可 ・静清処理区 241.5ha の拡張 静岡市合流式下水道緊急改善計画変更
	22 年	3 月	静岡市下水道ビジョン、第 2 次静岡市下水道事業中期経営計画（H22～26）策定 静岡市公共下水道事業計画第 22 回変更認可 ・（城北処理区）城北排水区_唐瀬 1 号雨水幹線のルート変更 ・（長田処理区）下川原排水区_雨水貯留管の位置付け 高橋三丁目地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 押切・石川新町地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 巴川流域水害対策計画策定 清水南部浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成 三保地区の汚水専用ポンプ場として三保汚水ポンプ場の供用開始 清開ポンプ場自家発電設備棟建設 高松処理区No.2（駿河区新川一丁目）ろ過スクリーン完成
	22 年	12 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場放流幹線の追加
	23 年	1 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第 7 回変更認可 ・（静清処理区）排水区 354.6ha の拡張 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加
	23 年	3 月	静岡市下水道における地球温暖化防止実行計画策定 静岡市公共下水道事業計画第 23 回変更認可 ・合流式下水道緊急改善計画の位置付け ・（中島処理区）中島浄化センター固形燃料化方式の採用 ・（長田処理区）下川原排水区雨水貯留管のルート変更
	24 年	3 月	静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 巴川流域（都市浸水想定区域）内水ハザードマップの作成・公表
	24 年	4 月	寺田雨水ポンプ所 供用開始
	25 年	3 月	静岡市下水道総合地震対策計画の策定 下川原地区内水ハザードマップの作成・公表

平成	25 年	4 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・ 静岡浄化センターおよび南部幹線、北部幹線、静岡浄化センター放流幹線の追加 静岡市公共下水道事業計画第 24 回変更 ・ 静岡処理区の追加（流域関連公共下水道→公共下水道） ・ 静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 ・ 既設雨水排水施設の位置付け（西大谷雨水幹線、大谷雨水ポンプ場） ・ 静岡処理区（雨水）の内容変更（高橋雨水ポンプ場施設配置、入江、清水、大沢排水区域） 静岡浄化センター 静岡県より移管 花の木雨水ポンプ所 建設局より移管
	25 年	7 月	丸子井が谷雨水ポンプ所 供用開始
	25 年	11 月	城北浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	26 年	3 月	静岡市公共下水道再構築基本計画（管路）策定 静岡市下水道施設津波対策計画策定
	26 年	12 月	高松浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	27 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 25 回変更 ・ 主要な管きよの配置、構造、能力の変更 ・ 処理施設の能力（処理方法）の変更 静岡市下水道再構築基本計画の策定 しずおか水ビジョン策定 静岡市上下水道事業第 3 次中期経営計画（H27～30）策定 巴川流域その 2（都市浸水想定区域外）内水ハザードマップの作成・公表
	27 年	7 月	静岡市浸水対策推進プラン改訂
	28 年	2 月	静岡駅北・駅南地区内水ハザードマップの作成・公表
	28 年	3 月	下川原雨水貯留管 完成
	28 年	5 月	静岡都市計画下水道の変更 ・ 静岡市公共下水道排水区域の拡大等 （汚水）約 9,901ha⇒約 9,932ha（約 32ha 追加、約 1ha 除外） （雨水）約 9,573ha⇒約 9,601ha（約 28ha 追加、約 1ha 除外）
	29 年	1 月	しずおか水ビジョンが、内閣官房水循環政策本部から「流域水循環計画」の 1 つとして認定される。 中島浄化センター汚泥燃料化施設 完成
	29 年	3 月	長田地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 26 回変更 ・ 計画目標年次の変更（事業計画完成年度を 3 年間延伸し平成 34 年度とする） ・ 主要な管きよの配置、能力の変更、点検方法及び頻度等の追加 ・ 事業計画区域の変更（浜川排水区 136.0ha⇒135.4ha） ・ 排水区の分割及び排水区の名称追加（大谷川右岸第一排水区から豊田排水区を分割） ・ 汚泥処理施設の統廃合（清水南部浄化センター⇒静岡浄化センター） ・ 計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量など）
	29 年	11 月	静岡都市計画下水道の変更 ・ 静岡市公共下水道排水区域の拡大（恩田原・片山地区） （汚水）約 9,932ha⇒約 9,972ha（約 40ha 追加） （雨水）約 9,601ha⇒約 9,640ha（約 40ha 追加）
	29 年	12 月	汚水処理施設の整備区域を見直し、静岡市汚水処理計画を策定
	30 年	3 月	清水区南部地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 27 回変更 ・ 事業計画区域の変更（中島処理区 2600.9ha⇒2640.6ha） ・ 計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量等）
	31 年	2 月	清水区北部地区内水ハザードマップの作成・公表

平成	31 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 28 回変更 ・幹線管渠の変更（巴川右岸雨水 2-1 号幹線） 上下水道事業経営戦略（下水道編）（R1～R12）の策定 第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の策定 静岡市浸水対策推進プランの改訂
令和	元年	11 月	静岡市公共下水道事業計画第 29 回変更 ・幹線管渠の変更（唐瀬 1 号雨水幹線）
	2 年	3 月	蒲原・由比地区内水ハザードマップの作成・公表 籠上・服織地区内水ハザードマップの作成・公表
	2 年	4 月	送受泥施設（清水南部浄化センター⇒静岡浄化センター）供用開始
	2 年	8 月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（飯田庵原地区） （汚水）約 9,972ha⇒約 10,034ha（約 62ha 追加） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場 吐き口位置） 静岡市公共下水道事業計画第 30 回変更 ・事業計画区域の変更（静岡処理区 2902.6ha⇒2921.3ha） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場 吐き口位置等）
	3 年	3 月	第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の改定 葵区・駿河区・清水区内水ハザードマップの作成・更新・公表 （従来のハザードマップを統合）
	4 年	2 月	静岡市公共下水道事業計画第 31 回変更 ・事業計画区域の変更（旧巴川右岸第 2 排水区：18.5ha 追加） ・雨水幹線の変更（清水雨水 1 号幹線 吐き口位置等） ・雨水ポンプ場の変更（能島雨水ポンプ場 ポンプ構造等） ・汚水ポンプ場の変更（清開ポンプ場 ポンプ構造） ・下水道法の改正に伴う、樋門等の点検頻度等
	4 年	3 月	静岡市公共下水道再構築基本計画の策定
	4 年	4 月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（宮川・水上地区） （汚水）約 10,034ha⇒約 10,090ha（56.2ha 追加） （雨水）約 9,640ha⇒約 9,696ha（56.2ha 追加）
	4 年	7 月	高橋雨水ポンプ場 供用開始
	4 年	12 月	静岡都市計画下水道の変更 ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・宮加三ポンプ場の廃止
	5 年	1 月	静岡市公共下水道事業計画第 32 回変更 ・南部処理区 220ha を静岡処理区へ編入 ・宮加三ポンプ場の廃止（予定） ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・計画放流量の見直し及び変更 ・処理能力の変更（浄化センター、汚水ポンプ場） ・区域区分の変更に伴う区域変更の反映 ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場ポンプ構造、高橋雨水ポンプ場貯留施設等） ・事業期間の延伸（令和 5 年 3 月 31 日⇒令和 11 年 3 月 31 日）
		3 月	上下水道事業経営戦略（下水道編）の改定 第 5 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R5～R8）の策定
	6 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 33 回変更 ・事業計画区域の変更（宮川、水上地区：56.2ha 追加） ・汚水幹線の変更（大谷 1 号幹線 一部布設替え） ・廃止予定である宮加三ポンプ場の敷地面積変更

	7年	1月 3月	静岡市上下水道耐震化計画（上下水道）の策定 浸水センサを市内 117 箇所に設置
--	----	----------	---



（水のキャラクター しずみい）

Ⅲ 公共下水道計画の概要

(1) 全体計画（目標年次は令和12年）

①汚水計画

下水道 区 分	処理区名	面積 (ha)	人口 (人)	計画汚水量			排除方式
				日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	時間最大 (m ³ /日)	
単独公共 下水道 (内特環)	高 松	705.0	60,700	32,100	38,500	55,100	合流式
	城 北	984.0	70,400	29,500	35,500	50,600	合：126.5ha 分：857.5ha
	南 部 (内特環)	947.0 (70.9)	35,900 (44)	18,900	22,000	33,500	合：278.2ha 分：668.8ha
	北 部	498.6	17,100	9,600	11,100	17,100	合：97.6ha 分：401.0ha
	中 島	2,725.9	156,500	73,700	87,300	128,500	分流式
	長 田	1,046.0	57,500	25,100	30,000	43,300	分流式
	静清（静岡地区）	836.7	42,600	82,000	96,500	143,500	分流式
	静清（清水地区）	2,407.6	127,900				
計		10,150.8	568,600	270,900	320,900	471,600	合：1,207.3ha 分：8,943.5ha

②浄化センター計画

下水道 区 分	浄化センター名	所在地	敷地面積 (m ²)	処理方法 (合流改善対策)	計画処理能力	
					日最大 (m ³ /日)	雨天時最大 (m ³ /日)
単独公共 下水道	高 松	駿河区 登呂五丁目	43,600	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	38,500	516,000
	城 北	葵区 加藤島	59,300	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	35,500	280,800
	清水南部	清水区 清開三丁目	26,400	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	22,000	185,760
	清水北部	清水区 横砂	25,500	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	11,100	122,600
	中 島	駿河区 中島	160,800	標準活性汚泥法	87,300	—
	長 田	駿河区 下川原南	34,600	標準活性汚泥法	30,500	—
	静 清	清水区 清開一丁目	41,200	標準活性汚泥法	96,500	—

③汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	所在地	敷地面積 (m ²)	処理区名	揚水量 (m ³ /min)		排水面積 (ha)	備考
				合流 (晴/雨)	分流		
西大谷	駿河区西大谷	1,150	中島	—	4.02	265.7	
小 鹿	駿河区小鹿	960	中島	—	12.00	455.4	
用 宗	駿河区用宗一丁目	1,820	長田	—	4.98	213.2	
築 地	清水区築地町	3,450	南部	8.40/815	—	186.3	一部合流地区
浜 田	清水区千歳町	4,920	南部	1.20/353	—	26.3	合流地区
清 開	清水区清開二丁目	8,040	南部	3.66/683	—	76.7	合流地区
宮加三	清水区宮加三	5,030	南部	—	5.64	247	廃止予定
折 戸	清水区折戸一丁目	3,500	南部	—	11.16	255.8	
三 保	清水区三保	4,060	南部	—	4.44	352.6	
愛 染	清水区愛染町	4,890	北部	3.84/777	—	121.7	一部合流地区

④雨水ポンプ施設計画

1) 雨水ポンプ場

ポンプ場名	所在地	敷地面積 (m ²)	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)
中 島	駿河区中島	14,000	土場川	1,529	172
下川原	駿河区下川原南	7,700	下川原	1,931	223
大 谷	駿河区大谷	352	旧大谷川	90	7
折 戸	清水区折戸一丁目	3,500	駒越第2	473	41
三 保	清水区三保	4,060	三保第1、三保第2	937	96
渋 川	清水区渋川一丁目	1,400	巴川右岸第2	276	27
能 島	清水区北脇新田、押切	2,100	巴川左岸第4	619	71
長崎新田	清水区長崎新田	2,000	四方沢川	266	25
高 橋	清水区高橋三丁目	5,300	山原川右岸、山原川左岸	2,160	226

2) 雨水ポンプ所※

ポンプ所名	所在地	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)
寺 田	駿河区寺田	丸子西	132	20
花の木	清水区永楽町	巴川左岸第5	210	20
丸子芹が谷	駿河区丸子芹が谷町	丸子西	167	19

※沈砂池を設けない形式かつ除じん機は簡易的なもので、電気室など一部施設が建物に囲まれているもの

⑤雨水計画

地区	排水区	対象区域 (ha)
静岡地区	61	6,535
清水地区	60	3,605
合計	121	10,140

(2) 事業計画（目標年次は令和10年）

①汚水計画

最終事業計画変更：令和5年度

処理区名	面積 (ha)	人口 (人)	計画汚水量			排除方式
			日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	時間最大 (m ³ /日)	
高 松	705.0	61,500	119,600	126,000	142,800	合流式
城 北	984.0	71,300	29,900	36,000	51,200	合：126.5ha 分：857.5ha
南 部 (内特環)	767.9 (30.9)	33,700 (44)	16,200	19,100	28,400	合：278.2ha 分：489.7ha
北 部	444.2	16,000	9,000	10,400	16,000	合：97.6ha 分：346.6ha
中 島	2,696.8	158,400	74,500	88,300	129,900	分流式
長 田	1,046.0	58,300	25,500	30,400	43,900	分流式
静清（静岡地区）	836.7	45,500	80,800	95,200	141,300	分流式
静清（清水地区）	2,304.6	123,500				
計	9,785.2	568,200	355,500	405,400	553,500	合：1,207.3ha 分：8,577.9ha

②浄化センター

浄化 センター名	処理方法 (合流改善対策)	計画処理能力		放流先	備考
		日最大 (m ³ /日)	雨天時最大 (m ³ /日)		
高 松	高速エアレーション 沈殿法 標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	167,300	516,000	浜川	S35.11 一次処理開始（簡易処理） S47.4 二次処理開始 (高速エアレーション) S54.3 標準活性汚泥法処理開始
城 北	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	54,000	280,800	巴川	S52.4 処理開始
清水南部	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	35,500	185,760	清水港	S47.4 処理開始（旧系） S62.4 処理開始（新系）
清水北部	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	15,100	122,600	清水港	S56.11 処理開始
中 島	標準活性汚泥法	101,200	—	安倍川	S60.10 処理開始
長 田	標準活性汚泥法	30,500	—	丸子川	H14.6 処理開始
静 清	標準活性汚泥法	96,500	—	巴川	H9.6 処理開始

③汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	処理区名	揚水量 (m ³ /min)		排水面積 (ha)	備 考
		晴天時最大	雨天時最大		
西大谷	中島	5.52	—	265.7	H3.3 供用開始
小 鹿	中島	12.12	—	455.4	H2.3 供用開始
用 宗	長田	5.04	—	213.2	H14.6 供用開始
築 地	南部	8.34	883.00	186.3	一部合流地区 S33.3 供用開始 H2.3 供用開始 (建替)
浜 田	南部	1.2	363.00	26.3	合流地区 S52.4 供用開始
清 開	南部	3.66	730.00	76.7	合流地区 S48.7 供用開始
宮加三	南部	5.76	—	247	S62.4 供用開始 (廃止予定)
折 戸	南部	9.18	—	255.8	H10.4 供用開始
三 保	南部	2.46	—	352.6	H22.3 供用開始
愛 染	北部	3.9	847.00	121.7	一部合流地区 S41.5 供用開始 S55.3 供用開始 (建替)

④雨水ポンプ施設計画

1) 雨水ポンプ場

ポンプ場名	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)	備 考
中 島	土場川	1,529	172	S57.12 供用開始
下川原	下川原	1,931	223	H11.4 供用開始
大谷	旧大谷川	90	7	H21.4 大谷区画整理より譲渡
折 戸	駒越第2	473	41	S62.4 供用開始
三 保	三保第1	937	96	S55.7 供用開始
渋 川	巴川右岸第2	276	27	未供用
能 島	巴川左岸第4	619	53	未供用
長崎新田	四方沢川	266	25	未供用
高 橋	山原川左岸	1,555	196	R4.7 供用開始

2) 雨水ポンプ所

ポンプ所名	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)	備 考
寺田	丸子西	132	20	H24.4 供用開始
花の木	巴川左岸第5	210	20	H25.4 建設局より移管
丸子芹が谷	丸子西	167	19	H25.7 供用開始

⑤雨水計画

排水区名	排水面積 (ha)	雨水きょ 延長 (m)	備考	排水区名	排水面積 (ha)	雨水きょ 延長 (m)	備考
●単独公共下水道【静岡地区】				丸子川上流	67.0	—	
城北	494.6	9,350		丸子常盤	27.0	230	
大岩	92.8	1,960		丸子西	34.0	—	
唐瀬第一	16.6	490		小豆川	86.0	—	
沓谷	192.3	4,520		広野	47.8	1,330	
麻機	95.0	130		大谷川右岸第2	115.3	3,790	
土場川	171.6	2,590		川合	46.7	1,430	
中央大	232.0	7,650		吉田川第2	6.5	—	
浜川	135.4	1,140		●単独公共下水道【清水地区】			
高松第二	246.0	5,410		中央	53.5	—	
中田	115.0	5,070		宮加三	88.0	240	
大谷川右岸第1	412.9	9,700		村松	90.0	2,010	
豊田	71.1	770		宮加三南	62.4	70	
大谷川左岸第1	468.4	2,830		駒越西第一	34.3	810	
吉田川第1	98.5	1,150		駒越第一	18.7	—	
旧大谷川	42.6	600		駒越第二	50.5	650	
伝馬町新田北	155.0	4,520		駒越第三	42.9	480	
伝馬町新田南	188.0	6,310		折戸第一	53.2	860	
的場	25.0	260		折戸第二	60.8	2,650	
久住谷川右岸第1	4.0	—		三保第一	87.3	1,430	
久住谷川右岸第2	19.0	—		三保第二	21.7	350	
久住谷川左岸	4.0	—		三保第四	20.1	—	
大門川上流	5.0	—		江尻北部	24.8	—	
大門川右岸	10.0	—		袖師	210.5	2,760	
大門川左岸	20.0	—		横砂	61.5	870	
柿田	32.0	330		西久保	41.0	970	
羽鳥	51.0	500		入江	92.0	170	
千代	35.0	540		浜田	20.7	—	
山崎	23.0	—		清水	96.7	1,720	
深谷	48.0	—		大沢	49.1	1,200	
向敷地	85.0	3,410		矢部	92.6	140	
鎌田	109.0	3,290		巴川左岸第4	52.5	810	
上川原	71.0	2,040		巴川左岸第5	20.3	480	
下川原	284.0	6,270		巴川右岸第2	61.8	1,260	
小坂	1.0	—		旧巴川右岸第2	18.5	590	
青木	46.0	1,200		山原川左岸	199.5	3,500	
小坂川左岸	67.0	600		四方沢川	24.5	510	
用宗第一	28.0	660					
用宗第二	33.0	150					
用宗第三	5.0	—					
石部	9.0	—					
				計	6,421.5	114,750	

(3) 処理区別整備状況（令和6年度末）

①管きょ

種別	年度	高松	城北	南部	北部	中島	長田	静清		由比	蒲原	計
								静岡	清水			
整備区域 面積 (ha)	R4 年度	704	925	819	348	2,584	928	823	1,935	—	—	9,067
	R5 年度	704	925	822	349	2,589	929	824	1,944	—	—	9,087
	R6 年度	704	925	823	349	2,598	931	824	1,951	—	—	9,108
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	107.2%	78.7%	96.4%	89.0%	98.5%	84.7%	—	—	93.1%
処理区域 面積 (ha)	R4 年度	704	925	819	343	2,580	919	823	1,926	—	—	9,040
	R5 年度	704	925	819	349	2,585	920	824	1,935	—	—	9,061
	R6 年度	704	925	820	349	2,592	922	824	1,944	—	—	9,081
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	106.8%	78.6%	96.1%	88.2%	98.5%	84.3%	—	—	92.8%
処理区域 人口 (人) (外国人含む)	R4 年度	65,198	74,214	41,125	17,892	169,147	60,146	48,177	124,179	—	—	600,078
	R5 年度	65,033	73,618	40,657	17,677	168,958	59,585	47,942	123,302	—	—	596,772
	R6 年度	64,891	73,491	40,255	17,476	168,819	58,839	47,548	122,206	—	—	593,525
※管きょ布設 延長 (km)	R4 年度	241.3	271.3	358.5	96.0	666.9	278.0	195.4	411.0	0.8	1.4	2,521
	R5 年度	241.5	271.5	359.1	96.4	668.2	278.1	195.6	412.8	0.8	1.4	2,525
	R6 年度	241.4	271.5	359.5	96.4	671.0	278.3	195.6	415.2	0.8	1.4	2,531

※建設課及び維持課施工の汚水雨水、受槽、除却全てを含み他部局施工分は除く

②浄化センター

種別			高松		城北	清水南部	清水北部	中島	長田	静岡
			高速工アロ	標準法						
処理能力	晴天時日最大 (m³／日)		90,700	100,800	54,000	45,600	15,100	101,200	25,620	83,750
			191,500							
	雨天時日最大 (m³／日)		300,000	300,000	280,800	171,200	102,500	—	—	—
			600,000							
処理系列	全体計画	系列	—		3 系列	2 系列	2 系列	6 系列	8 系列	6 系列
	事業計画	系列	—		3 系列	3 系列※	2 系列	6 系列	8 系列	6 系列
	供用済	系列	—		3 系列	3 系列※	2 系列	6 系列	6 系列	5 系列

※R9 宮加三ポンプ場の静岡浄化センターへの編入に伴い、旧系列を廃止予定

③汚水ポンプ場

		西大谷	小鹿	用宗	築地	浜田	清開	宮加三	折戸	三保	愛染
能力	汚水 (m³/min)	13.5	21.0	9.2	68.0	44.0	140.6	64.0	14.0	7.2	70.0
	雨水 (m³/min)				700	390	700				956
備考					合流	合流	合流				合流

※予備機含む

④雨水ポンプ場

1) 雨水ポンプ場

	中島	下川原	大谷	折戸	三保	高橋
現排水能力 (m³/min)	1,722	2,000	90	576	721	1,620
ポンプ台数 (既設/計画)	8/8 台	6/6 台	3/3 台	4/4 台	3/4 台	3/4 台

※大谷雨水ポンプ場は、H21.4.1 大谷区画整理より譲渡

2) 雨水ポンプ所

	寺田	花の木	丸子芹が谷
現排水能力 (m³/min)	151	160	167
ポンプ台数 (既設/計画)	2/2 台	2/2 台	2/2 台

⑤雨水（合流区域含む）

排水区名	排水面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備延長 (km)	備考
高松第一	—	—	—	705.0ha 合流区域除く
城北	494.6	179.7	4.89	124.0ha 合流区域除く
大岩	92.8	26.2	0.53	
唐瀬第一	16.6	16.6	0.13	
香谷	192.3	113.4	4.92	
麻機	95.0	50.6	—	
土場川	171.6	83.3	1.77	
中央大	232.0	166.0	5.24	
浜川	135.4	113.2	—	
高松第二	246.0	173.8	6.26	
中田	115.0	87.5	3.28	
大谷川右岸第一	412.9	363.7	7.74	
豊田	71.1	57.9	1.08	
大谷川左岸第一	468.4	79.0	0.37	
吉田川第一	98.5	53.5	0.45	
旧大谷川	42.6	31.0	1.40	
伝馬町新田北	155.0	70.1	1.09	
伝馬町新田南	188.0	82.9	3.53	
新間谷川右岸第一	—	—	—	
新間谷川右岸第二	—	—	—	
新間谷川右岸第三	—	—	—	
新間谷川左岸第一	—	—	—	
新間谷川左岸第二	—	—	—	
新間谷川左岸第三	—	—	—	
久住谷川右岸第一	4.0	2.8	—	
久住谷川右岸第二	19.0	8.4	—	
久住谷川左岸	4.0	4.0	—	
大門川上流	5.0	4.9	—	
的場	25.0	1.6	—	
柿田	32.0	10.2	0.19	
羽鳥	51.0	12.3	—	
大門川右岸	10.0	0.0	—	
大門川左岸	20.0	2.8	—	
千代	35.0	16.9	1.85	
山崎	23.0	9.0	—	
慈悲尾	—	—	—	
産女	—	—	—	
牧ヶ谷	—	—	—	
深谷	48.0	22.4	—	
丸子川上流	67.0	39.5	—	
小豆川	86.0	53.5	—	
丸子常盤	27.0	3.6	—	
向敷地	85.0	58.3	2.91	
鎌田	109.0	66.7	1.82	
上川原	71.0	2.8	1.35	
下川原	284.0	283.7	1.85	下川原雨水貯留管の延長は除く
丸子西	34.0	22.0	1.27	
広野	47.8	1.4	—	
小坂	1.0	0.0	—	
青木	46.0	43.4	1.42	
小坂川左岸	67.0	32.9	0.60	
用宗第一	28.0	28.0	1.07	
用宗第二	33.0	29.6	0.99	
石部	9.0	2.5	—	
用宗第三	5.0	0.0	—	
川合	46.7	46.1	0.50	
大谷川右岸第二	115.3	77.1	0.00	
大谷川左岸第二	—	—	—	
吉田川第二	6.5	0.0	0.00	
長尾川	—	—	—	
瀬名川	—	—	—	

静岡地区

排水区名	排水面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備延長 (km)	備考
江尻南部	—	—	—	268.8ha 合流区域除く
中央	53.5	53.5	—	
村松	90.0	37.5	—	
宮加三南	62.4	62.2	—	
宮加三	88.0	82.3	0.30	
駒越西第一	34.3	34.3	0.08	
駒越西第二	—	—	—	
駒越第一	18.7	18.7	0.80	
駒越第二	50.5	50.5	1.52	
駒越第三	42.9	42.9	1.53	
折戸第一	53.2	40.7	0.79	
折戸第二	60.8	0.0	—	
三保第一	87.3	87.3	1.88	
三保第二	21.7	21.7	1.88	
三保第三	—	—	—	
三保第四	20.1	6.2	—	
江尻北部	24.8	24.8	—	97.2ha 合流区域除く
袖師	210.5	135.3	3.40	
横砂	61.5	32.6	1.43	
西久保	41.0	1.9	—	
尾羽	—	—	—	
草薙川	—	—	—	
四方沢川	24.5	0.0	—	
旧巴川右岸第 2	18.5	0.0	—	
巴川右岸第 1	—	—	—	
巴川右岸第 2	61.8	0.0	—	
谷津沢川	—	—	—	
大沢川左岸第 1	—	—	—	
大沢川左岸第 2	—	—	—	
大沢川左岸第 3	—	—	—	
大沢川左岸第 4	—	—	—	
瀬名新川	—	—	—	
巴川左岸第 1	—	—	—	
巴川左岸第 2	—	—	—	
巴川左岸第 3	—	—	—	
巴川左岸第 4	52.5	45.2	0.09	
巴川左岸第 5	20.3	8.4	—	
塩田川右岸	—	—	—	
塩田川左岸	—	—	—	
塩田川左岸第 2	—	—	—	
山原川	—	—	—	
山原川右岸	—	—	—	
山原川左岸	199.5	195.5	0.04	
入江	92.0	91.6	1.01	
浜田	20.7	20.7	—	
清水	96.7	49.8	—	
大沢	49.1	29.0	0.21	
矢部	92.6	51.6	—	
興津川右岸第 1	—	—	—	
興津川右岸第 2	—	—	—	
興津川右岸第 3	—	—	—	
興津川右岸第 4	—	—	—	
興津川右岸第 5	—	—	—	
興津川右岸第 6	—	—	—	
興津江川	—	—	—	
沢端川	—	—	—	
波多打川	—	—	—	
庵原川	—	—	—	
庵原川右岸	—	—	—	
山切川右岸第 1	—	—	—	
山切川右岸第 2	—	—	—	
合流区域	1195.0	1195.0	—	
その他	—	188.6	7.37	都市下水路、他部局施工等
合計	7616.5	5242.6	80.83	

清水地区

Ⅳ 施設

(1) 浄化センター運転実績（令和6年度）

項目		高松浄化センター	城北浄化センター	中島浄化センター	長田浄化センター	清水南部浄化センター	清水北部浄化センター	静清浄化センター
処理水量 (m ³)	年 間	57,589,280	18,668,810	27,699,166	5,937,396	9,778,853	5,628,480	19,438,040
	日平均	157,779	51,147	75,888	16,267	26,791	15,420	53,255
	日最大	358,190	230,160	218,070	34,511	106,272	72,380	177,500
	晴天日最大	215,620	58,140	—	—	32,154	15,240	—
放流水質	S S	3mg/L	1mg/L	2mg/L	1mg/L 未満	2mg/L	1mg/L	1mg/L
	BOD	1.2mg/L	1.0mg/L	2.0mg/L	2.1mg/L	0.6mg/L	0.5mg/L	1.4mg/L
汚泥固形物量	日 量	—	4.2 t	21.7 t	—	—	0.9 t	14.3 t
	年間量	—	1528.7 t	7932.0 t	—	—	311.8 t	5233.6 t
脱水ケーキ発生量	日 量	—	16.1 t	81.1 t	—	—	4.0 t	45.7 t
	年間量	—	5873.1 t	29600.4 t	—	—	1469.4 t	16698.2 t
	含水率	—	75.9%	76.4%	—	—	79.4%	74.3%
焼却灰量 (湿灰)	日 量	—	—	0.7 t	—	—	—	—
	年間量	—	—	252.7 t	—	—	—	—
炭化物量	日 量	—	—	2.4 t	—	—	—	—
	年間量	—	—	883.7 t	—	—	—	—
使用電力量 (kwh)	日 量	19,343	10,558	51,235	7,681	9,843	7,055	23,687
	年間量	7,060,172	3,853,715	18,700,850	2,803,540	3,592,519	2,575,045	8,645,640

(2) ポンプ場運転実績

項目	中島雨水ポンプ場	下川原雨水ポンプ場	小鹿ポンプ場	西大谷ポンプ場	大谷雨水ポンプ場	用宗ポンプ場	清開ポンプ場
年間雨水排除量 (m ³)	6,032,990	2,424,500	—	—	60	—	520,300
年間汚水中継量 (m ³)	—	—	2,829,853	1,135,566	—	1,048,936	2,545,824

項目	築地ポンプ場	浜田ポンプ場	折戸ポンプ場	愛染ポンプ場	宮加三ポンプ場	三保ポンプ場	高橋雨水ポンプ場
年間雨水排除量 (m ³)	1,408,270	474,760	815,712	1,636,000	—	5,823,257	649,040
年間汚水中継量 (m ³)	4,979,560	964,960	1,663,189	3,006,334	1,106,590	529,960	—

V 業務

(1) 公共下水道普及状況（令和7年3月31日現在）

①汚水

1) 面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域	処理区域
面積 (ha)	141,193	10,537	9,785	9,108	9,081

2) 人口普及率、水洗化率

	行政区域	処理区域	水洗便所設置
戸数 (戸)	—	293,754	270,254
人口※ (人)	670,258	593,525	544,612

人口普及率 (%) 88.6% (処理区域内の人口／行政区域内の人口)

水洗化率 (%) 92.0% (水洗便所設置戸数／処理区域内の戸数)

※人口：外国人を含む

3) 普及率の推移

(単位：%)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡市	静岡地区	88.9	91.8	91.9	92.0	92.3
	清水地区	83.2	87.0	87.5	87.7	87.8
	合計	84.8	87.9	88.1	88.3	88.6

②雨水

1) 面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域
面積 (ha)	141,183	10,481	7,617	5,274

2) 都市浸水対策達成率の推移

(単位：%)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡市	50.4	50.4	50.4	50.5	50.5

$$\frac{\text{R6末整備面積}}{\text{社会資本整備重点計画整備対象面積}} \times 100 = \frac{5,274.0}{10,438.0} \times 100 = 50.5\%$$

(※H24 市街化区域)

（２）水洗便所の普及奨励

①水洗便所のPR方法

- １）下水道接続推進員８名の戸別訪問による接続指導等
- ２）下水道接続推進強化期間を設け接続指導
- ３）未水洗家屋所有者への郵送による文書指導
- ４）下水道建設工事説明会での啓発
- ５）上下水道イベント等でのPR

②水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

- １）申請の条件
 - ア 処理区域内（供用開始区域内）において、建物所有者又は占有者であること。
 - イ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
 - ウ 連帯保証人を有すること。
 - エ 新築、法人でないこと。
- ２）取扱金融機関 市内の清水銀行、スルガ銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合
- ３）融資限度額 工事費の範囲内で200万円を限度とする。（1万円単位）
- ４）融資利率 無利子
- ５）償還方法 元金均等月賦償還
（12か月、24か月、36か月、48か月、60か月の5種類）

③私道への助成制度

１）私道敷地内公共下水道布設制度

次の条件を満たす私道は、公道に準じて上下水道局で下水管を布設する。（維持管理者は上下水道局）

- ア 通り抜け道路の場合は、幅員が2.7m以上であること。
- イ 袋小路の場合は、延長が50m以上で幅員4.0m以上であること。
- ウ 建築基準法第42条による道の指定を受けたもの。又は、市を権利者とする地上権を設定することが確実なものであること。
- エ 下水道を利用する家屋（公道又は既に下水道が布設されている私道に面する家屋を除く。）が2戸以上、家屋所有者が2人以上であり、全員の同意を得ること。
- オ 私道所有者全員の施工承諾を得ること。
- カ 下水処理区域となって3年以内であること。
- キ 下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ク 工事完了後3か月以内に切り替え工事を行うこと。

(私道敷地内公共下水道布設申請状況)

年 度	申請件数	延長 (m)	管径 (mm)
令和2年度	0	—	—
令和3年度	0	—	—
令和4年度	1	117.49	φ200
令和5年度	0	—	—
令和6年度	1	58.63	φ200

2) 私道共同下水管設置費補助金制度

次の条件を満たす私道へ共同下水管を布設するときは、総工事費に対する市の算定額に私道利用者の同意割合を乗じた額を補助金として、予算の範囲内で交付する。(維持管理者は申請者)

ただし、供用開始から3年経過後に申請があった場合は、この補助金の90%を補助する。

ア 生活の用に供している私道であること。

イ 私道に接する家屋所有者及び土地所有者が2人以上であること。(ただし、家屋所有者1人以上を含む。)

ウ 私道所有者全員の使用承諾を得ること。

エ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

オ 工事完了後3か月以内に切り替え工事を行うこと。

(私道共同下水管設置費補助金交付状況)

年度	申請件数	延長 (m)	補助金額 (千円)
令和2年度	9	297.90	14,329
令和3年度	4	141.60	6,042
令和4年度	9	361.40	19,493
令和5年度	5	345.70	19,592
令和6年度	1	31.00	1,247

④生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金

1) 補助金交付条件

ア 処理区域内に居住する建物を有する者

イ 生活保護世帯又は中国残留邦人等に係る支援給付世帯

2) 補助金の対象となる事業

ア くみ取り便所を水洗便所に改造する事業

イ し尿浄化槽を設置した便所を水洗便所に改造する事業

※ア、イいずれも排水設備の設置工事及びこれらの工事の施工に伴う工作物の復旧工事を含む。

3) 補助金の額

補助事業の実施に要する経費の範囲内で、管理者が必要があると認める額を交付する。

4) 実績

令和2年度 なし

令和3年度 なし

令和4年度 なし

令和5年度 1件 473,000円

令和6年度 1件 891,000円

⑤水洗便所の普及状況と改造資金融資あっせん状況

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水洗便所普及状況	処理面積 (ha)		8,982	9,021	9,040	9,061	9,081
	処理区域	戸数 (A) (戸)	285,085	287,800	290,482	291,344	293,754
		人口 (B) (人)	586,921	603,737	600,078	596,772	593,525
	水洗便所設置	戸数 (C) (戸)	258,521	261,610	264,629	267,454	270,254
		人口 (D) (人)	531,801	547,301	545,189	546,382	544,612
	水洗化率 (戸数) (C/A) (%)		90.7	90.9	91.1	91.8	92.0
	水洗化率 (人口) (D/B) (%)		90.7	90.7	90.9	91.6	91.8
	水洗便所新設戸数 (戸)		3,138	3,089	3,019	2,825	2,800
	新設のうち自己資金で施工 (戸)		3,118	3,079	3,010	2,819	2,795
融資あっせん状況	戸数 (戸)		20	10	9	6	5
	金額 (円)		11,210,000	8,850,000	5,890,000	3,810,000	3,360,000
	一戸平均 (円)		560,500	885,000	654,444	635,000	672,000
	利子補給金 (円)		439,704	427,992	348,749	293,914	226,197

（３）事業場排水の水質管理指導

公共下水道に接続している特定事業場及び除害施設設置事業場等に対し、令和６年度は延べ 193 件の立入検査を行った。

また、特定施設関係の届出は 74 件、除害施設計画確認申請は 105 件、排水設備設置義務免除申請は 1 件であった。

特定事業場数
（令和 7 年 3 月 31 日現在） 500 事業場

各種届出等数		立入検査状況	
①特定施設関係	延べ 74 件	①立入検査件数	193 件
ア) 特定施設設置届出数	17 件	内立入採水件数	144 件
イ) 特定施設使用届出数	0 件	②違反件数	5 件
ウ) 特定施設の構造等 変更届出数	5 件	③違反に対する措置	
エ) 氏名変更等届出数	23 件	ア) 排除停止件数	0 件
オ) 特定施設使用廃止 届出数	24 件	イ) 改善命令件数	0 件
カ) 承継届出数	5 件	ウ) 行政指導件数	5 件
②除害施設計画確認申請	105 件	排水設備設置義務免除申請	延べ 1 件
③公共下水道使用開始 届出数	113 件	①プール水等	1 件
		②工程排水	0 件

（４）下水道管きよの維持管理の状況

管路施設は、管きよ、マンホール、取付管、公共樹（接続樹）等で構成されており、これらの下水道管路の機能を保持していくためには、適切な維持管理が極めて重要である。建設当初は、その機能を十分に発揮しているものであるが、一定期間経過した管路施設は、年々劣化が激しくなり、マンホール蓋のガタツキ、管のひび割れ・継ぎ手部のずれ等が発生する。これらのことは施設の機能低下だけでなく、家庭内の下水の排水不良や臭気の発生、さらには道路陥没やマンホール蓋の破損による交通上の事故、また、他事業者の地下埋設物等に影響をおよぼす等、二次的災害の発生などにつながる恐れがある。そのため、常にパトロールを行い早期発見、早期修繕に努めるとともに、計画的な調査、補修等の維持管理を行いながら、調査結果等による管の状態に応じて、老朽管の改築も実施している。

①管きょ内調査

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	延長 (m)	工種別		件数	延長 (m)	工種別	
R2	5	50,940	TV 調査 目視調査	47,940 3,000	2	12,670	TV 調査 目視調査	12,390 280
R3	7	55,770	TV 調査 目視調査	54,390 1,380	0	—	TV 調査 目視調査	—
R4	6	48,300	TV 調査 目視調査	46,770 1,530	2	13,450	TV 調査 目視調査	13,070 380
R5	6	50,428	TV 調査 目視調査	50,420 8	2	8,080	TV 調査 目視調査	7,890 190
R6	5	37,806	TV 調査 目視調査	37,720 86	2	16,300	TV 調査 目視調査	13,670 2,630

②管きょ修繕

年度	葵区、駿河区					清水区				
	件数	施工内容				件数	施工内容			
		開削工法 (m)	管更生 工法 (m)	内面補修 工法 (箇所)	パッカー 工法 (箇所)		開削工法 (m)	管更生 工法 (m)	内面補修 工法 (箇所)	パッカー 工法 (箇所)
R2	3	—	—	363	—	1	—	—	153	—
R3	1	—	—	58	—	1	—	—	178	—
R4	2	—	—	168	5	1	—	—	43	—
R5	1	—	—	125	—	0	—	—	—	—
R6	2	—	—	247	—	1	—	—	88	—

③管きょ改築

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	改築延長 (m)	施工内容		件数	改築延長 (m)	施工内容	
			開削工法 (m)	管更生工法 (m)			開削工法 (m)	管更生工法 (m)
R2	9	5,244.10	416.70	4,827.40	6	2,271.45	87.15	2,184.30
R3	13	9,176.30	327.60	8,848.70	9	3,682.35	—	3,682.35
R4	13	4,744.05	241.45	4,502.60	6	1,892.15	—	1,892.15
R5	23	12,045.50	120.40	11,925.10	5	2,545.20	—	2,545.20
R6	15	5,256.19	82.75	5,173.44	9	3,099.31	273.00	2,826.31

耐震化事業による改築含む。

(5) 排水設備の実施状況

①葵区、駿河区

1) 排水設備審査受付件数

項目	件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水洗化	2,359	2,448	2,259	1,925	1,916
共同管	25	31	36	24	49
計	2,384	2,479	2,295	1,949	1,965

※ 令和6年度 ①新設（くみ取り、浄化槽、新規） 1,112 件
 ②増設（既水洗増設） 22 件
 ③改築（既水洗改築） 831 件
 合計 1,965 件

2) 公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	51	49	36	53	49

②清水区

1) 排水設備審査受付件数

項目	件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水洗化	1,139	1,136	981	933	915
共同管	19	11	10	16	15
計	1,158	1,147	991	949	930

※ 令和6年度 ①新設（くみ取り、浄化槽、新規） 634 件
 ②増設（既水洗増設） 11 件
 ③改築（既水洗改築） 285 件
 合計 930 件

2) 公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	9	5	18	13	21

(6) 下水道使用料

①一般世帯

基本使用料 1,017.50 円／月（税込）

従量使用料（排出量 1 m³につき） 令和元年 10 月から

10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
38 円 50 銭	137 円 50 銭	159 円 50 銭	176 円	192 円 50 銭	209 円	220 円	231 円	242 円

②井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
認定水量 (1 か月につき)	11m ³	18m ³	25m ³	29m ³	33m ³	1 人につき 2m ³ 加算

③検針業務及び水道水以外の水を計測するための装置取付状況

1) 検針業務（令和 7 年 3 月 31 日現在）

- ア 検針方法 隔月・委託
- イ 委託人員 86 名
- ウ 1 人 1 ヶ月平均受持件数 1,997 件（下水道接続地区のみ）

2) 認定のための計測器取付状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

- ア 時間計設置数 142 個
- イ 量水器設置数 1021 個

※「時間計」とは、井戸ポンプ等の稼動時間を測定し、水量を認定するための装置をいいます。

(7) 受益者負担金制度

公共下水道事業においては、①受益の範囲が明確であること、②未整備地区に比べて生活環境が改善されること等の理由から、その事業費の一部を受益者が負担し、負担の衡平を図ることを目的として、都市計画法第 75 条に基づき多くの自治体で受益者負担金制度が採用されている。

本市においても、旧静岡市・清水市において昭和 45 年より負担金条例が施行されており、現在は、静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年 3 月 15 日条例第 8 号）及び同施行規程（平成 17 年 3 月 31 日企業局管理規程第 16 号）により制度を運用している。

受益者負担金は、15 回に分割し足かけ 6 年間の徴収を原則としているが、第一回

の納期までに一括納付の申出があった場合は、一括納付報奨金を交付することとしている。報奨金の額は、負担金の額が 150 万円未満は 15%、150 万円以上は 20%である。

なお、受益者負担金は、その性質上、土地の利用形態に関係なく賦課されるものであるが、生産緑地地区の指定を受けた場合や係争地等については徴収猶予を認めている。

また、公共用地や特に必要と認められる土地については、減免規定を設けている。

①負担区の名称及び単位負担金額（条例第3条、第4条関係）

負担区の名称	単位負担金額	負担区の名称	単位負担金額
清水南部第一負担区	178 円	清水静清第一負担区	460 円
清水南部第二負担区	460 円	清水静清第二負担区	460 円
清水北部第一負担区	448 円	静岡第一負担区	375 円
清水北部第二負担区	460 円		

②収納状況（令和6年度）

区分	調定額 A (円)	収入済額 B (円)	不納欠損額 C (円)	過年度損益 修正損 D (円)	収入未済額 A-B-C-D (円)	貸倒引当金 計上額 (円)	収納率 (B/(A-D)) ×100 (%)
現年度分	22,595,060	21,590,310	0	0	1,001,750	315, 282	95.56
過年度分	6,648,220	521,430	1,838,910	4,830	4,283,050	3,141,661	7.85
合計	29,240,280	22,111,740	1,838,910	4,830	5,284,800	3,456,943	75.63

（８）区域外流入分担金制度

①概要

区域外流入分担金制度は、公共下水道事業の認可区域外から特別に許可を受けて公共下水道に接続した場合、「静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（平成 22 年 3 月 24 日条例第 11 号）」に基づき、土地の面積に応じた分担金を求めるものであり、平成 22 年 4 月 1 日より運用を開始した。

管理者は、区域外流入に係る物件設置許可をしたときは、その都度、当該受益地に係る分担金の額を定め、これを賦課する。分担金の額は、汚水を流入させる地区の受益者負担金の単位負担金額に該当土地の面積を乗じた額とする。

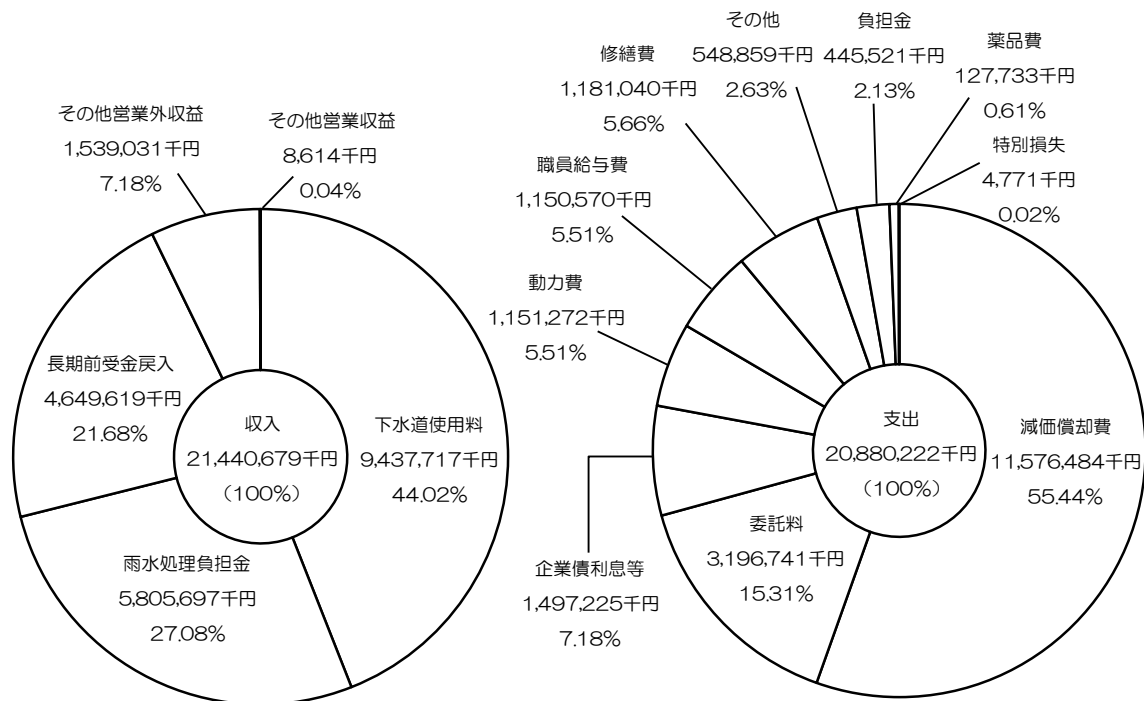
②収納状況（令和6年度）

賦課件数（件）	調定額（A） (円)	収入済額（B） (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (B/A) ×100 (%)
1	6,363,740	6,363,740	0	0	100.0

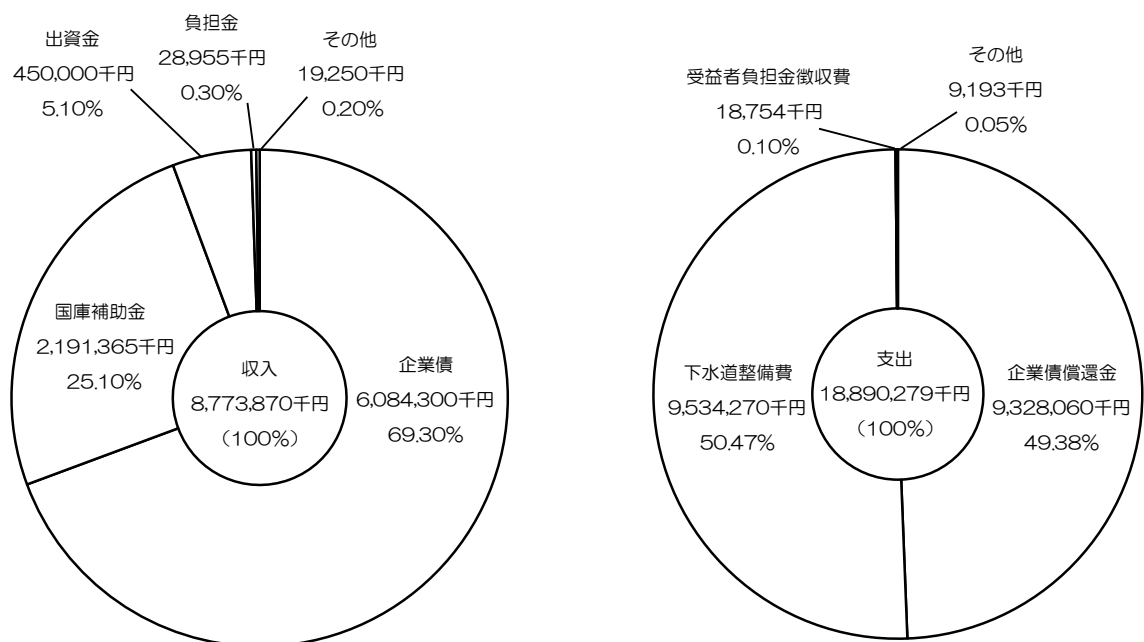
VI 財務

(1) 財務状況の分析（令和6年度）

収益的収支（消費税抜き）



資本的収支（消費税込み）



※ 各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(2) 収益的収支（消費税抜き）

収益的収入

(単位：千円・比率：％・△印：減)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
営 業 収 益	15,027,596	14,952,020	14,988,459	15,433,568	15,252,028	71.1	△ 1.2
下 水 道 使 用 料	9,587,950	9,528,505	9,431,183	9,425,622	9,437,717	44.0	0.2
雨 水 処 理 負 担 金	5,428,575	5,416,232	5,538,166	5,999,340	5,805,697	27.1	△ 3.2
そ の 他 営 業 収 益	11,071	7,283	19,109	8,605	8,614	0.0	0.1
営 業 外 収 益	6,132,059	6,074,262	5,869,464	6,176,989	6,188,651	28.9	0.2
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,734	5,682	10,570	28,622	28,416	0.1	△ 0.7
他 会 計 負 担 金	1,461,323	1,389,900	1,166,700	1,314,783	1,243,897	5.8	△ 5.4
他 会 計 補 助 金	0	0	0	168	0	0.0	(皆減)
国 庫 補 助 金	10,452	4,746	4,420	4,474	19,504	0.1	335.9
長 期 前 受 金 戻 入	4,614,634	4,621,353	4,617,048	4,758,700	4,649,619	21.7	△ 2.3
雑 収 益	42,914	52,579	70,725	70,241	247,214	1.2	252.0
合 計	21,159,655	21,026,283	20,857,923	21,610,557	21,440,679	100	△ 0.8

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

収益的支出

(単位：千円・比率：％・△印：減)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
営 業 費 用	17,540,482	17,531,725	18,107,824	18,834,716	19,154,475	91.8	1.7
管 渠 費	793,627	761,615	800,697	712,114	812,357	4.0	14.1
ポ ン プ 場 費	621,353	579,774	621,371	603,644	668,393	3.2	10.7
浄 化 セ ン タ ー 費	3,778,832	3,879,180	4,406,424	4,632,077	4,874,663	23.3	5.2
業 務 費	387,506	375,336	383,393	381,616	412,290	2.0	8.0
総 係 費	585,327	527,679	529,870	589,352	723,013	3.5	22.7
減 価 償 却 費	11,313,683	11,266,702	11,300,011	11,601,313	11,576,484	55.4	△ 0.2
資 産 減 耗 費	59,910	141,183	65,832	314,340	87,053	0.4	△ 72.3
そ の 他 営 業 費 用	241	251	222	256	219	0.0	△ 14.6
営 業 外 費 用	2,314,350	2,095,131	1,931,341	1,804,912	1,720,975	8.2	△ 4.7
支払利息及び企業債取扱諸費	2,167,674	1,950,474	1,758,668	1,620,473	1,497,225	7.2	△ 7.6
災 害 支 援 費	0	0	0	17,253	6,392	0.0	△ 62.9
雑 支 出	146,676	144,657	172,673	167,185	217,357	1.0	30.0
特 別 損 失	725	0	0	0	4,771	0.0	(皆増)
合 計	19,855,558	19,626,856	20,039,165	20,639,628	20,880,222	100.0	1.2

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(3) 資本的収支（消費税込み）

資本的収入

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度		
		金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
企 業 債		8,959,600	8,574,300	7,135,600	6,902,600	6,084,300	32.2	△ 11.9
出 資 金		692,000	669,000	569,000	496,000	450,000	2.4	△ 9.3
固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	12,160	0	0	0.0	0.0
国 庫 （ 県 ） 支 出 金		3,043,482	3,080,700	2,093,967	1,902,994	2,191,365	11.6	15.2
他 会 計 支 出 金		12,692	15,785	0	27,895	19,250	0.1	△ 31.0
負 担 金		79,019	90,624	133,051	58,850	28,955	0.2	△ 50.8
工 事 負 担 金		0	45,379	38,084	15,952	0	0.0	（皆減）
受 益 者 負 担 金		79,019	45,245	94,967	42,897	28,955	0.2	△ 32.5
計		12,786,794	12,430,410	9,943,778	9,388,339	8,773,870	46.5	△ 6.5
補 て ん 財 源	当年度分・過年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	660,163	617,031	524,927	445,325	554,375	2.9	24.5
	過年度分損益勘定留保資金	0	430,506	381,496	781,496	1,172,768	6.2	50.1
	当年度分損益勘定留保資金等	6,328,157	6,405,036	5,966,877	5,899,470	4,049,146	21.4	△ 31.4
	減 債 積 立 金	1,488,474	2,704,470	2,765,326	2,580,922	4,340,116	23.0	68.2
	計	8,476,795	10,157,044	9,638,626	9,707,214	10,116,408	53.5	4.2
合 計		21,263,589	22,587,454	19,582,405	19,095,554	18,890,279	100.0	△ 1.1

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

資本的支出

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度		
		金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
建 設 改 良 費		10,509,723	10,970,606	8,221,946	8,509,068	9,562,218	50.7	12.4
下 水 道 整 備 費		10,459,650	10,932,926	8,172,408	8,483,196	9,534,270	50.5	12.4
受 益 者 負 担 金 徴 収 費		35,372	27,964	38,323	20,478	18,754	0.1	△ 8.4
器 具 機 械 費		7,401	3,000	6,934	5,044	5,023	0.1	△ 0.4
リ ー ス 資 産 購 入 費		7,298	6,714	4,280	347	4,170	0.0	1100.0
企 業 債 償 還 金		10,595,866	10,516,848	10,260,458	10,486,486	9,328,060	49.3	△ 11.0
そ の 他 資 本 的 支 出		158,000	0	0	0	0	0.0	0.0
投 資		0	1,100,000	1,100,000	100,000	0	0.0	（皆減）
合 計		21,263,589	22,587,454	19,582,405	19,095,554	18,890,279	100.0	△ 1.1

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(4) 損益計算書（消費税抜き）

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
営 業 収 益	15,027,596	14,952,020	14,988,459	15,433,568	15,252,028	100.0	98.8
下 水 道 使 用 料	9,587,950	9,528,505	9,431,183	9,425,622	9,437,717	61.8	100.1
雨 水 処 理 負 担 金	5,428,575	5,416,232	5,538,166	5,999,340	5,805,697	38.1	96.8
そ の 他 営 業 収 益	11,071	7,283	19,109	8,605	8,614	0.1	100.1
営 業 費 用	17,540,482	17,531,725	18,107,824	18,834,716	19,154,475	100.0	101.7
管 渠 費	793,627	761,615	800,697	712,114	812,357	4.2	114.1
ポ ン プ 場 費	621,353	579,774	621,371	603,644	668,393	3.5	110.7
浄 化 セ ン タ ー 費	3,778,832	3,879,180	4,406,424	4,632,077	4,874,663	25.4	105.2
業 務 費	387,506	375,336	383,393	381,616	412,290	2.2	108.0
総 係 費	585,327	527,679	529,870	589,352	723,013	3.8	122.7
減 価 償 却 費	11,313,683	11,266,702	11,300,011	11,601,313	11,576,484	60.4	99.8
資 産 減 耗 費	59,910	141,183	65,832	314,340	87,053	0.5	27.7
そ の 他 営 業 費 用	241	251	222	256	219	0.0	85.4
営 業 利 益	△2,512,886	△2,579,704	△3,119,364	△3,401,147	△3,902,447	-	114.7
営 業 外 収 益	6,132,059	6,074,262	5,869,464	6,176,989	6,188,651	100.0	100.2
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,734	5,682	10,570	28,622	28,416	0.5	99.3
他 会 計 負 担 金	1,461,323	1,389,900	1,166,700	1,314,783	1,243,897	20.1	94.6
他 会 計 補 助 金	0	0	0	168	-	0.0	（皆減）
国 庫 補 助 金	10,452	4,746	4,420	4,474	19,504	0.3	435.9
長 期 前 受 金 戻 入	4,614,634	4,621,353	4,617,048	4,758,700	4,649,619	75.1	97.7
雑 収 益	42,914	52,579	70,725	70,241	247,214	4.0	352.0
営 業 外 費 用	2,314,350	2,095,131	1,931,341	1,804,912	1,720,975	100.0	95.3
支払利息及び企業債取扱諸費	2,167,674	1,950,474	1,758,668	1,620,473	1,497,225	87.0	92.4
災 害 支 援 費	0	0	0	17,253	6,392	0.4	37.0
雑 支 出	146,676	144,657	172,673	167,185	217,357	12.6	130.0
経 常 利 益	1,304,821	1,399,426	818,758	970,928	565,228	-	58.2
特 別 損 失	725	0	0	0	4,771	100.0	（皆増）
そ の 他 特 別 損 失	725	0	0	0	4,771	100.0	（皆増）
当 年 度 純 利 益	1,304,096	1,399,426	818,758	970,928	560,457	-	57.7

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(5) 貸借対照表

(単位：千円・比率：％・△印：減)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
資 産	373,915,606	373,590,929	368,641,289	364,648,717	360,019,452	100.0	98.7
1 固 定 資 産	357,939,747	357,675,966	354,988,337	351,096,632	348,256,537	96.8	99.2
(1) 有 形 固 定 資 産	357,896,432	356,533,340	352,746,400	348,755,385	345,915,978	96.2	99.2
土 地	28,231,409	28,252,738	28,352,365	28,351,177	28,351,177	7.9	100.0
建 物	17,065,254	16,485,932	16,569,936	15,969,661	15,390,253	4.3	96.4
構 築 物	266,978,106	263,538,101	264,713,886	264,851,451	262,090,406	72.9	99.0
機 械 及 び 装 置	32,803,147	32,574,439	34,552,905	33,641,339	32,346,961	9.0	96.2
車 両 運 搬 具	6,370	5,823	4,842	3,635	3,012	0.0	82.9
工具、器具及び備品	23,625	20,526	22,043	18,816	19,120	0.0	101.6
リ ー ス 資 産	11,894	5,136	0	18,954	15,163	0.0	80.0
建 設 仮 勘 定	12,776,625	15,650,642	8,530,420	5,900,348	7,699,882	2.1	130.5
(2) 無 形 固 定 資 産	29,115	28,425	27,736	27,047	26,358	0.0	97.5
地 上 権	13,116	13,116	13,116	13,116	13,116	0.0	100.0
施 設 利 用 権	14,381	13,692	13,003	12,314	11,624	0.0	94.4
電 話 加 入 権	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	0.0	100.0
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	14,200	1,114,200	2,214,200	2,314,200	2,314,200	0.6	100.0
投 資 有 価 証 券	0	1,100,000	2,200,000	2,300,000	2,300,000	0.6	100.0
出 資 金	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	0.0	100.0
破 産 更 生 債 権 等	5,423	5,111	4,300	4,347	3,635	0.0	83.6
貸 倒 引 当 金	△5,423	△5,111	△4,300	△4,347	△3,635	0.0	83.6
2 流 動 資 産	15,975,859	15,914,963	13,652,952	13,552,084	11,762,915	3.2	86.8
(1) 現 金 預 金	14,160,446	14,215,717	11,604,406	11,091,156	10,180,159	2.8	91.8
(2) 未 収 金	1,212,386	1,213,882	1,854,907	1,955,931	1,072,500	0.3	57.7
貸 倒 引 当 金	△128,446	△110,363	△110,308	△96,320	△64,567	0.0	67.0
(3) 前 払 金	731,471	595,726	303,946	601,317	510,256	0.1	84.9

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(単位：千円・比率：％・△印：減)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
負 債 及 び 資 本	373,915,606	373,590,929	368,641,289	364,648,717	360,019,452	100.0	98.7
負 債	279,979,498	277,576,395	271,183,196	265,724,883	260,085,161	72.3	97.9
1 固 定 負 債	134,605,928	132,963,326	129,653,071	127,323,898	124,398,366	34.6	97.7
(1) 企 業 債	133,392,364	131,706,206	128,355,319	125,929,858	123,032,879	34.2	97.7
(2) リ ー ス 債 務	4,280	0	0	16,332	12,162	0.0	74.5
(3) 引 当 金	1,209,283	1,257,120	1,297,752	1,377,706	1,353,324	0.4	98.2
2 流 動 負 債	14,153,424	15,105,882	14,600,048	14,368,471	14,238,052	4.0	99.1
(1) 企 業 債	10,516,848	10,260,458	10,486,486	9,328,060	8,981,279	2.6	96.3
(2) リ ー ス 債 務	6,714	4,280	0	4,170	4,170	0.0	100.0
(3) 未 払 金	3,321,596	4,466,313	3,623,888	4,769,381	4,993,200	1.4	104.7
(4) 預 り 金	183,801	257,861	377,269	152,939	135,704	0.0	88.7
(5) 引 当 金	124,464	116,969	112,404	113,865	123,698	0.0	108.6
(6) そ の 他 流 動 負 債	0	0	0	54	0	0.0	(皆減)
3 繰 延 収 益	131,220,145	129,507,185	126,930,076	124,032,514	121,448,742	33.7	97.9
(1) 長 期 前 受 金	227,231,392	229,593,604	231,134,658	232,440,613	234,415,561	65.1	100.8
(2) 長期前受金収益化累計額	△96,011,247	△100,086,418	△104,204,581	△108,408,099	△112,966,818	△ 31.4	104.2
資 本	93,936,108	96,014,534	97,458,092	98,923,833	99,934,291	27.7	101.0
1 資 本 金	63,569,674	65,727,149	69,000,619	72,261,945	75,292,867	20.9	104.2
2 剰 余 金	30,366,433	30,287,385	28,457,473	26,661,888	24,641,423	6.8	92.4
(1) 資 本 剰 余 金	18,284,610	18,294,610	18,350,410	18,349,222	18,349,222	5.1	100.0
(2) 利 益 剰 余 金	12,081,823	11,992,775	10,107,063	8,312,665	6,292,201	1.7	75.7

※各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

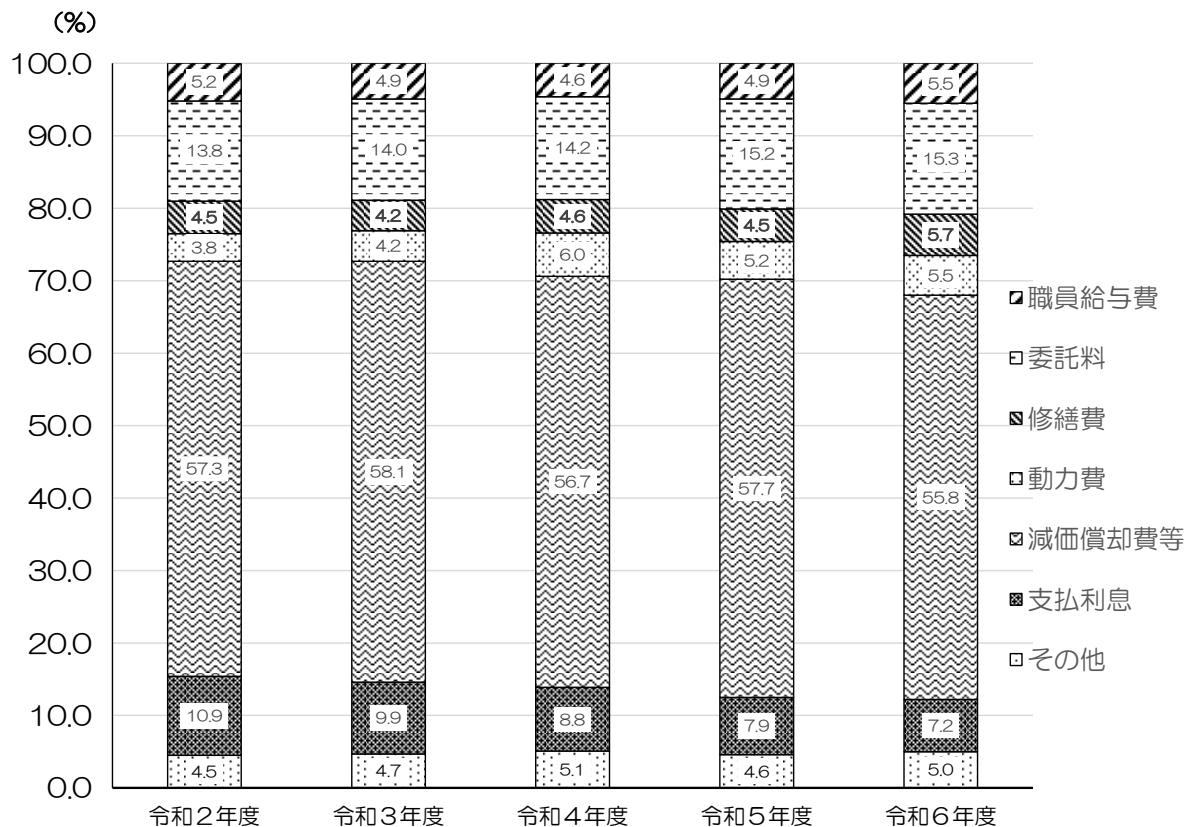
(6) 要素別総費用分析表

(単位：千円・比率：％・△印：減)

科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
職 員 給 与 費	1,028,572	5.2	961,264	4.9	913,249	4.6	1,004,058	4.9	1,150,570	5.5
委 託 料	2,734,878	13.8	2,740,290	14.0	2,851,882	14.2	3,144,852	15.2	3,196,741	15.3
修 繕 費	901,121	4.5	829,877	4.2	917,265	4.6	929,921	4.5	1,181,040	5.7
動 力 費	758,439	3.8	833,186	4.2	1,212,541	6.0	1,080,127	5.2	1,151,272	5.5
薬 品 費	139,269	0.7	131,279	0.7	157,902	0.8	111,276	0.6	127,733	0.6
材 料 費	20,969	0.1	30,370	0.2	20,054	0.1	25,026	0.1	23,221	0.1
減価償却費	11,313,683	57.0	11,266,702	57.4	11,300,011	56.4	11,601,313	56.2	11,576,484	55.4
資産減耗費	59,910	0.3	141,183	0.7	65,832	0.3	314,340	1.5	87,053	0.4
支 払 利 息	2,166,580	10.9	1,950,474	9.9	1,758,668	8.8	1,620,473	7.9	1,497,225	7.2
そ の 他	732,132	3.7	742,227	3.8	841,757	4.2	808,237	3.9	888,876	4.3
合 計	19,855,558	100.0	19,626,856	100.0	20,039,165	100.0	20,639,628	100.0	20,880,222	100.0

※ 各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

要素別総費用構成比の推移



(7) 経営分析表

分析項目		算式	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
構成比率	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$ (%)	95.73	95.74	96.30	96.28	96.73
	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$ (%)	36.00	35.59	35.17	34.92	34.55
	自己資本構成比率	$\frac{\text{資本合計} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$ (%)	60.22	60.37	60.87	61.14	61.49
財務比率	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計} + \text{繰延収益}} \times 100$ (%)	158.97	158.60	158.20	157.47	157.31
	固定資産対長期資本比率 (固定長期適合率)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{繰延収益} + \text{資本合計}} \times 100$ (%)	99.49	99.77	100.27	100.23	100.72
	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ (%)	112.88	105.36	93.51	94.32	82.62
	酸性試験比率 (当座比率)	$\frac{\text{現金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$ (%)	107.71	101.41	91.43	90.13	79.03
回転率	自己資本回転率	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均自己資本}}$ (回)	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07
	固定資産回転率	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均固定資産}}$ (回)	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	未収金回転率	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均未収金}}$ (回)	12.41	12.33	9.77	8.56	7.62
収益率	総収益対総費用比率 (総収支比率)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$ (%)	106.57	107.13	104.09	104.70	102.68
	経常収支比率	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$ (%)	106.57	107.13	104.09	104.70	102.71
	営業収益対営業費用比率 (営業収支比率)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費}} \times 100$ (%)	85.67	85.29	82.77	81.94	79.63
	自己資本利益率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$ (%)	0.55	0.59	0.35	0.42	0.24
その他	職員給与費対営業収益比率	$\frac{\text{損益勘定職員給与費}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$ (%)	6.84	5.76	6.09	6.51	7.54
	減価償却率	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{期末償却資産} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$ (%)	3.45	3.48	3.45	3.56	3.60
	利子負担率	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債等借入金}} \times 100$ (%)	1.51	1.37	1.27	1.20	1.13
	企業債元金償還金対 減価償却費比率	$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$ (%)	93.66	93.34	90.80	90.39	80.58

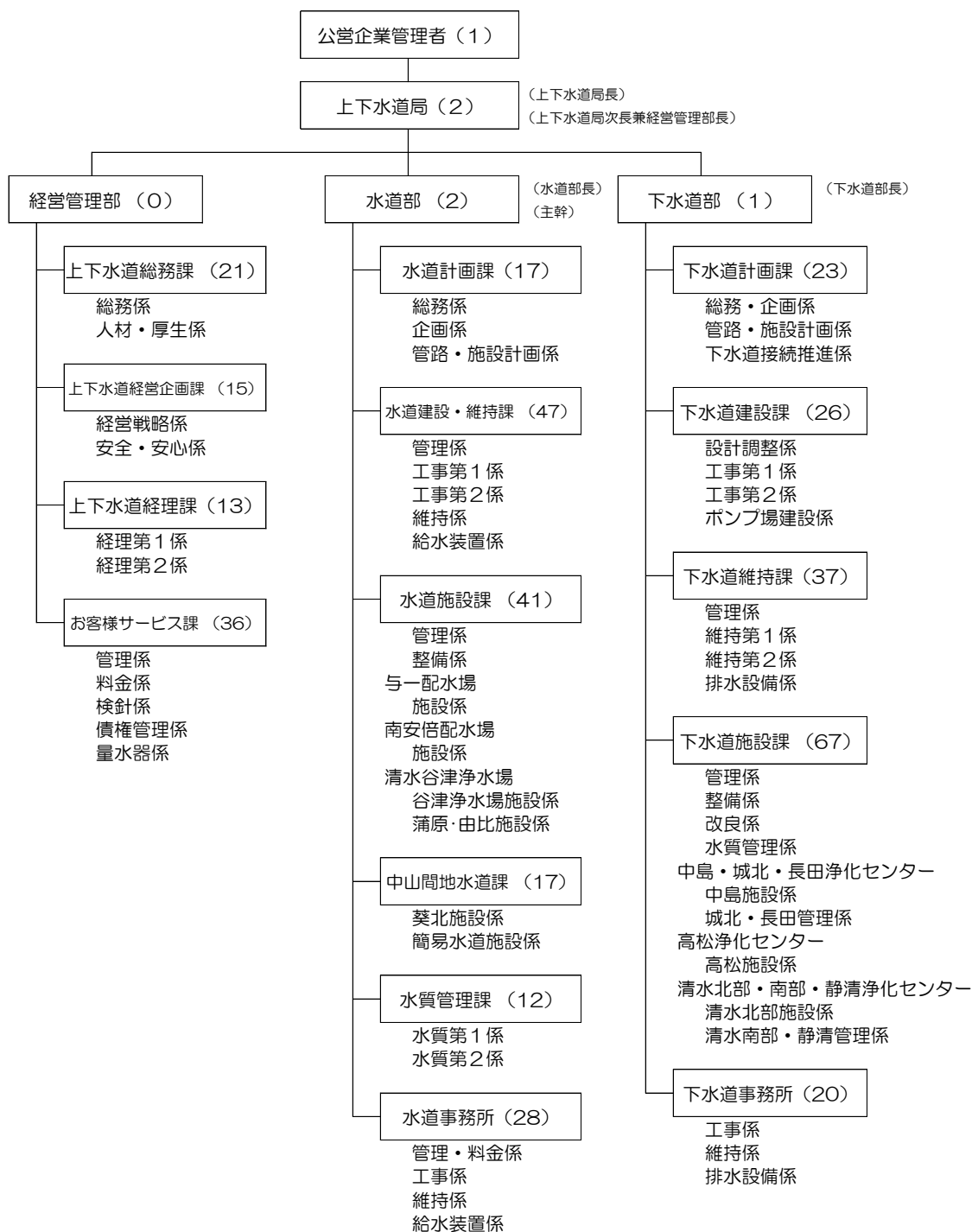
※総資産＝固定資産＋流動資産＋繰延資産 自己資本＝資本合計＋繰延収益

説明
資産合計（固定資産＋流動資産＋繰延資産）中の固定資産の割合を示すもので、この比率が大であれば、資本が固定化の傾向にある。一般的に下水道事業は、この比率が高い。この比率が低ければ、柔軟な経営が可能となり比率は低いほど良いとされている。
総資本（負債・資本合計）に対する固定負債の割合を示すもので、他人資本への依存度を判断するものである。数値が大きいほど他人資本に依存していることを示し、小さいほど良いとされている。
総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合を示すもので、この比率が大きいほど他人資本の依存度が低く健全経営といえる。下水道事業は企業債による資金調達の依存度高く、自己資本構成比率は低くなる傾向にある。
自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを見るもので、この比率が100%以下であれば固定資産への投資が自己資本の枠内におさまっていることになり、100%を超えていれば借入金で設備投資を行っていることになる。数値は小さいほど良好とされている。
固定資産の調達がどの程度自己資本と固定負債の範囲内で行われてきたのかどうかを示すもので、この比率は100%以下が望ましい。100%を超える場合は、固定資産の一部が一時的借入金などの流動負債によって調達されていることを示し、不良債務が発生していることを意味する。
流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、短期債務に対する支払能力を表している。この比率は大きいほど良好とされており、100%以上であることが必要であり、100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。
企業の支払能力を判断するために使用される財務指標の一つであり、短期債務に対しての企業の直接的な支払能力を測定するもので、この比率は、大きいほど良好とされている。適正な比率は、100%以上とされている。
自己資本が収益によって何回転（期間中に自己資本の何倍の営業収益があったか）したかを表すもので、この指標は、数値が高いほど自己資本の利用が効率よく活発になされていることを示す。
固定資産が収益によって何回転（期間中に固定資産の何倍の営業収益があったか）しているかを表すもので、固定資産がどの程度経営活動に利用されているかどうかを判断する指標である。この数値が高いほど施設などの固定資産が有効に稼働していることを示す。
この比率は、未収金に対する営業収益の割合により、未収金の回収状況を判断する指標で、数値が高いほど未収期間が短く、未収金が速く回収されることを示している。
この比率は、損益計算上、総体の収益で総体の費用を賄うことができるかどうかを示すものである。この比率が100%未満の事業は、収益で費用を賄えないことになり、健全経営とは言えない。
この比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。
この比率は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど営業利益率が良いことを表し、これが100%未満であることは営業損失が生じていることを意味する。
自己資本を活用して、どれだけ効率よく利益をあげているかを測る指標で、数値が大きいほど効率よく利益をあげていることを意味する。
営業収益に対する職員給与費の割合を表すもので、職員数や職員給与費の適正水準を判断できます。この比率が高くなると、固定費の割合が増加し、財政硬直化の原因となる。
この比率は、償却資産である固定資産のうち、当年度に減価償却される割合がどれくらいかを表すもので、固定資産に投下された資本の回転状況を判断する指標である。数値が高いほど投下資本が貨幣性資産として回収され、資本として内部留保されていることを示す。
この比率は、企業債等借入金に対し、それらの支払利息等の負担比率を示すものである。
この比率は、企業債元金償還金が、その主要財源である減価償却費でどの程度賄われているかを示すもので、100%以下であれば、すべて減価償却費で賄われている。

VII 組織機構

(1) 組織機構図

(令和7年4月1日現在)



※ 公営企業管理者 1 人、上下水道局長 1 人、上下水道局次長兼経営管理部長 1 人、
 経営管理部 85 人（うち会計年度任用職員 11 人）
 水道部 164 人（うち会計年度任用職員 35 人）
 下水道部 174 人（うち会計年度任用職員 38 人、日本下水道事業団へ派遣 1 人）
 計 426 人

(2) 事務分掌

①経営管理部

課名	係名	主な業務内容
上下水道 総務課	総務係	上下水道局の組織及び連絡調整、上下水道局庁舎の維持管理、指定給水装置工事・排水設備事業者指定に関する事
	人材・厚生係	上下水道局職員に係る給与・福利厚生、労務管理、職員研修に関する事
上下水道 経営企画課	経営戦略係	水道及び下水道に係る政策の統括、総合調整、経営戦略の改定及び進行管理に関する事
	安全・安心係	上下水道局の防災計画や広報及び広聴に係る統括的な事務に関する事
上下水道 経理課	経理第1係	水道事業の財務・経理に係る事務に関する事
	経理第2係	下水道事業の財務・経理に係る事務に関する事
お客様 サービス課	管理係	水道料金等の徴収システムに関することや、課の庶務に関する事
	料金係	水道料金・下水道使用料の収納事務に関する事
	検針係	検針業務や使用水量に関する事
	債権管理係	水道料金・下水道使用料の滞納整理や給水の停止、並びに下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課及び徴収に関する事
	量水器係	水道メーター等の取り付け、取り替え及び取り外しに関する事

②下水道部

課名	係名	主な業務内容
下水道 計画課	総務・企画係	下水道に係る政策の企画及び調査、部の庶務に関する事
	管路・施設計画係	下水道事業の実施に係る計画の策定及び進行管理に関する事
	下水道接続推進係	下水道接続推進及び水洗便所改造資金の融資あっせんに関する事
下水道 建設課	設計調整係	下水道工事の調査、設計及び契約関係、庶務に関する事
	工事第1係	葵区、駿河区における下水道工事（污水管・雨水管）の調査、設計及び施工に関する事
	工事第2係	葵区、駿河区における下水道管の耐震化工事の調査、設計及び施工に関する事
	ポンプ場建設係	雨水ポンプ場工事の調査、設計及び施工に関する事
下水道 維持課	管理係	課の予算管理や契約、庶務に関する事、公共下水道の管きよ、都市下水路の占有許可に関する事及び公共下水道台帳の整備保管に関する事
	維持第1係	静岡地区（葵区・駿河区）における公共下水道の長寿命化及び他事業に伴う既設公共下水道、都市下水路の移設の調査、設計及び施工に関する事
	維持第2係	静岡地区（葵区・駿河区）における公共下水道の維持管理及び修繕に関する事、雨水幹線及び都市下水路の維持管理に関する事及び公共下水道台帳管理システムの保守・整備に関する事
	排水設備係	静岡地区（葵区・駿河区）における公共下水道切替え工事に伴う申請の受付、確認、検査、下水道の相談及び雨水貯留浸透施設設置費の助成に関する事、事業場排水の水質規制に関する事及び公共下水道への流入水の取り締まりに関する事
下水道 施設課	管理係	下水浄化センター・ポンプ場の予算執行管理、用地の使用許可、契約、庶務に関する事
	整備係	下水浄化センター・ポンプ場の整備計画策定、改築更新に関する調整・実施設計、施設維持管理に関する照会回答・調査などに関する事
	改良係	下水浄化センター・ポンプ場の調査、設計及び施工に関する事
	水質管理係	下水浄化センターの水質管理に関する事
	中島施設係	中島浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関する事
	城北・長田管理係	城北・長田浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関する事
	高松施設係	高松浄化センター及び付帯設備の運転並びに維持管理に関する事
	清水北部施設係	清水北部浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関する事
	清水南部・静清管理係	清水南部・静清浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関する事
下水道 事務所	工事係	清水区における下水道工事の調査、設計及び施工に関する事
	維持係	清水区における公共下水道の維持管理及び修繕、雨水幹線及び都市下水路の維持管理に関する事
	排水設備係	清水区における公共下水道切替え工事に伴う申請の受付、審査、検査、下水道の相談及び雨水貯留浸透施設設置費の助成に関する事

VIII 参考資料

(1) 下水道使用料の改定

①旧静岡市

【平成8年4月（6月分から適用）】平均改定率 29.5%

●一般世帯

基本使用料（排出量0m³から20m³まで） 1,900円（税抜）

従量使用料（排出量1m³につき）（税抜）

20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を超え 2,000m ³ まで	2,000m ³ を 超える
99円	115円	136円	161円	185円	190円

●井戸水使用世帯

メーター等を取り付けない場合 1,900円（税抜）

【平成12年4月（5月分から適用）】平均改定率 20.0%

●一般世帯

基本使用料（排出量0m³から10m³まで） 1,900円（税抜）

従量使用料（排出量1m³につき）（税抜）

10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を超え 2,000m ³ まで	2,000m ³ を 超える
53円	124円	145円	169円	199円	229円	235円

●井戸水使用世帯

メーター等を取り付けない場合 2,430円（税抜）

②旧清水市

【平成8年6月】平均改定率 31.2%

●一般世帯

基本使用料（排出量0m³から10m³まで） 750円（税抜）

従量使用料（排出量1m³につき）（税抜）

10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
90円	95円	100円	120円	130円	140円	150円

●井戸水使用世帯

水道水以外の使用についてはその使用水量とし、その使用水量は使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。

【平成 12 年6月】平均改定率 27.0%

●一般世帯

基本使用料（排出量0m³から10m³まで） 900 円（税抜）

従量使用料（排出量1 m³につき）（税抜）

10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
115 円	120 円	130 円	150 円	160 円	170 円	180 円

●井戸水使用世帯

水道水以外の使用についてはその使用水量とし、その使用水量は使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。

※静清合併後、旧両市の下水道使用料を一元化した。

消費税法の改正により税込総額表示とした。

【平成 18 年6月（7月検針分から適用）】平均改定率 3.3%

●一般世帯

基本使用料 971.25 円（税込・消費税率5%）

※基本使用料には基本水量を設けず、10m³以下でも使用水量に応じて使用料を負担する従量使用料とした。

従量使用料（排出量1 m³につき）

10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
36 円 75 銭	131 円 25 銭	152 円 25 銭	168 円	183 円 75 銭	199 円 50 銭	210 円	220 円 50 銭	231 円

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
認定水量 （1 か月につき）	11m ³	18m ³	25m ³	29m ³	33m ³	1 人につき 2m ³ 加算
使用料（1 か月）	1,470 円	2,388 円	3,412 円	4,021 円	4,677 円	—
請求額（2 か月）	2,940 円	4,770 円	6,820 円	8,040 円	9,350 円	—

【平成 26 年 4 月（6 月検針分から適用）】

●一般世帯

基本使用料 999 円（税込・消費税率 8 %）

従量使用料（排出量 1 m³につき）

10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
37 円 80 銭	135 円	156 円 60 銭	172 円 80 銭	189 円	205 円 20 銭	216 円	226 円 80 銭	237 円 60 銭

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
認定水量 （1 か月につき）	11m ³	18m ³	25m ³	29m ³	33m ³	1 人につき 2m ³ 加算
使用料（1 か月）	1,512 円	2,457 円	3,510 円	4,136 円	4,811 円	－
請求額（2 か月）	3,020 円	4,910 円	7,020 円	8,270 円	9,620 円	－

【令和元年 10 月（12 月検針分から適用）】

●一般世帯

基本使用料 1,017 円 50 銭（税込・消費税率 10 %）

従量使用料（排出量 1 m³につき）

10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
38 円 50 銭	137 円 50 銭	159 円 50 銭	176 円	192 円 50 銭	209 円	220 円	231 円	242 円

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
認定水量 （1 か月につき）	11m ³	18m ³	25m ³	29m ³	33m ³	1 人につき 2m ³ 加算
使用料（1 か月）	1,540 円	2,500 円	3,570 円	4,210 円	4,900 円	－
請求額（2 か月）	3,080 円	5,000 円	7,150 円	8,420 円	9,800 円	－

【令和 5 年 4 月（5 月検針分から適用）】

請求金額を、10 円単位から 1 円単位に変更

(2) 静岡市の処理・行政人口、処理面積及び普及率の推移

年 度	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
地 区	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水			
処理人口 (人)	327,115	124,450	329,050	127,291	345,515	129,106	491,020	497,689	506,289
行政人口 (人)	474,302	236,594	473,671	235,287	473,888	236,850	711,247	709,949	721,620
処理面積 (ha)	4,416.0	1,784.9	4,462.0	1,859.6	4,894.0	1,982.4	7,108.5	7,226.2	7,354.9
普及率 (%)	69.0	52.6	69.5	54.1	72.9	54.5	69.0	70.1	70.2

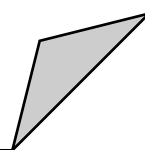
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
処理人口 (人)	518,237	536,319	550,565	566,375	573,916	578,206
行政人口 (人)	720,175	719,236	727,340	726,060	724,026	721,967
処理面積 (ha)	7,546.0	7,829.5	8,050.2	8,296.9	8,427.6	8,501.6
普及率 (%)	72.0	74.6	75.7	78.0	79.3	80.1

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
処理人口 (人)	582,743	587,617	588,957	588,903	588,726	588,294
行政人口 (人)	719,188	716,450	713,564	710,192	707,173	704,043
処理面積 (ha)	8,610.2	8,730.8	8,797.6	8,835.6	8,869.6	8,891.8
普及率 (%)	81.0	82.0	82.5	82.9	83.3	83.6

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理人口 (人)	586,791	588,288	586,921	603,737	600,078	596,772
行政人口 (人)	699,946	696,367	692,374	686,746	680,913	675,610
処理面積 (ha)	8,913.0	8,954.9	8,981.5	9,020.8	9,039.6	9,061.4
普及率 (%)	83.8	84.5	84.8	87.9	88.1	88.3

年 度	令和6年度
処理人口 (人)	593,525
行政人口 (人)	670,258
処理面積 (ha)	9080.9
普及率 (%)	88.6

~MEMO~



静岡市下水道事業のあらまし（令和7年度）

令和7年10月 発行

編集・発行 静岡市上下水道局 経営管理部 上下水道総務課
〒420-0035
静岡県静岡市葵区七間町 15 番地の1
電 話 054-270-9121
FAX 054-270-9122